

第四十三回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第二十一号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 白井 莊二君

理事足立 篤郎君 理事嶋田 宗一君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君

安藤 覺君 天野 公義君

川村善八郎君 久保田藤磨君

田澤 吉郎君 田中 正巳君

高見 三郎君 藤井 勝志君

藤枝 泉介君 古川 丈吉君

坊 秀男君 岡 良一君

佐藤觀次郎君 田原 春次君

坪野 米男君 芳賀 眞君

横山 利秋君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 安宅 常彦君

(主税局長) 志場喜徳郎君

専門員 坂井 光三君

同日

三月十五日

委員田原春次君辞任につき、その補

欠として河野密君が議長の名指で委

員に選任された。

委員河野密君辞任につき、その補欠

として田原春次君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員河野密君辞任につき、その補欠

として田原春次君が議長の指名で委

員に選任された。

三月十八日

医療法人の課税は正に關する請願外

一件(滝井義高君紹介)(第三三七五

号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第三三七六

号)

同(古井喜實君紹介)(第二四七七号)

同(古井喜實君紹介)(第二四七七号)

同(小沢辰男君紹介)(第二五二六号)

同(倉石忠雄君紹介)(第二五二七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第二五二七号)

同(中村寅太郎君紹介)(第二五二八号)

同(田邊國男君紹介)(第二五七九号)

同(天野公義君紹介)(第二六五一号)

旧令による共済組合等からの年金制

度に關する請願(中曾根康弘君紹介

(第二五二九号)

同(松山千恵子君紹介)(第二五三〇

号)

音楽、舞踊及び能楽等の入場税撤廃

に關する請願(石田博英君紹介)(第

二五三一号)

同(岸信介君紹介)(第二五三二号)

同(岸信介君紹介)(第二五三二号)

同(太田一夫君紹介)(第二五八二号)

同(下平正一君紹介)(第二五八三三三

同(中村高一君紹介)(第二五八四四四

同(村山喜一君紹介)(第二五八五五五

同(渡辺惣蔵君紹介)(第二五八六六六

同(飛鳥田一雄君紹介)(第二五八七

同(藤原豊次郎君紹介)(第二五八七

同(栗原俊夫君紹介)(第二六七四四号)

減税に關する請願(川上實一君紹介)

(第二五七六号)

同(志賀義雄君紹介)(第二五七七号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二五七八

号)

公共用地買収の補償に對する課税撤

廃に關する請願(西村直己君紹介)

(第二五八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四六六号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四七二号)

租税特別措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一〇四号)

國家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律案(安宅常彦君外九名提

出、衆法第二七号)

○日井委員長 これより會議を開きま

す。

安宅常彦君外九名提出の國家公務員

等退職手当法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

國家公務員等退職手当法の一部を

改正する法律案

國家公務員等退職手当法の一部を

改正する法律

國家公務員等退職手当法(昭和二

十八年法律第八十二号)の一部を

次のように改正する。

題名を次のように改める。

國家公務員退職手当法

第一条中「國家公務員等」を「國家

公務員」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分

中「次に掲げる者」を「國家公務員」

に改め、「要するもの」の下に「(第七

第五項の公共企業体の職員の場合を

除き、以下「職員」という。を加

え、同項第一号及び第二号を削り、

同条第二項中「前項各号に掲げる者

のうち常時勤務に服することを要す

るもの(以下「職員」という。を「國

家公務員のうち職員」に改め、「それ

ぞれ同項各号の」を削る。

第五條第一項中「並びに第二條第

一項第二号の職員で業務量の減少そ

の他経営上やむを得ない理由により

退職したもの」を削る。

第五條の二を削る。

第六條中「前四條」を「前三條」に改

め、「前條の規定により計算した退

職手当については、五十八・二」を

削る。

第七條第五項中「地方公務員が」を

「日本専売公社、日本国有鉄道若し

くは日本電信電話公社(以下「公共企

業体」という。の職員(公共企業体

の役員を除く。以下「公共企業体職

員」という。又は地方公務員が」に、

「その者の地方公務員」を「その者

の公共企業体職員又は地方公務員」

に改める。

第七條の二第二項中「又は第二條

第一項第二号に規定する法人」を削

る。

第十三條(見出しを含む。中「地方

公務員」を「公共企業体職員又は地

方公務員」に、「地方公共団体に就

職を公共企業体又は地方公共団

体に就職に、当該地方公共団体を

- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- (在職期間に關する経過措置)
- 2 この法律の施行の際現在に在職する改正後の國家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同條第二項の規定により同條第一項の職員とみなされる者を含む。以下「公務員」という。のこの法律の施行の日前における在職期間には、改正前の國家公務員等退職手当法(以下「旧法」という。第二條第一項第二号に規定する職員(同條第二項の規定により同條第一項第二号の職員とみなされる者を含む。に係る在職期間を含むものとす。
- 3 この法律の施行の際現に旧法第七條の二第一項に規定する公庫等職員として在職する者がこの法律の施行の日以後引き続き当該公庫等職員として在職した後引き続き公庫等職員となつた場合におけるその者の退職手当については、なお従前の例による。
- 4 日本専売公社法(昭和二十三年

法律第二百五十五号の一部を次のように改正する。

第四十三條の二十二の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十三條の二十二の二 公社は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものとして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第五十條から第五十三條までを次のように改める。

第五十條から第五十三條まで 削除

(日本国有鉄道法の一部改正)

5 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十四條の二 日本国有鉄道は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 日本国有鉄道は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものとして、その者に退職手当を支給しなければならない。

6 (日本電信電話公社法の一部改正)
日本電信電話公社法(昭和二十

七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第五十九條の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第五十九條の二 公社は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続きその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものとして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第六十七條から第六十九條までを次のように改める。

第六十七條から第六十九條まで 削除

(退職手当の期間通算)

7 この法律の施行の際現に旧法第二條第一項第二号に規定する職員(同條第二項の規定により同條第一項第二号の職員とみなされる者を含む。以下「公共企業体職員」という。)として在職する者が、この法律の施行の日以後引き続き公共企業体職員として在職し、その者が退職した場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のこの法律の施行の日以後における公共企業体職員としての在職期間に、その者がこの法律の施行の際に退職したものとするならば旧法の規定により退職手当を支給することとなる場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る在職期間を通算する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計)

等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

8 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律

第一条中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除
第三条中「前二條」を「第一條」に改め、「及び公社等」を削る。
第四条の見出し中「又は納付」を削り、同条中「又は第二條」及び「及び納付」を削る。
(一般会計の受入金の過不足額の調整に関する経過措置)

9 この法律の施行前に一般会計において改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(以下「旧法」という。)第二條の規定により同條に規定する公社等(以下「公社等」という。)から受け入れた金額が当該年度における公社等の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合における当該過不足額に相当する金額で、この法律の施行の際旧法第三條の規定に

よる調整がされていないものがあるときは、当該調整がされていない超過額又は不足額に相当する金額は、政令で定めるところにより、昭和四十年年度までに、公社等に返還し、又は公社等から補てんするものとする。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律等の一部改正)

10 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

一 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)第五條(見出しを含む)及び第八條第三項

二 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第五項から附則第七項まで

三 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)附則第二項

四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第四十二項

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百零二條第二項

六 地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百五十二号)第三百四十二條第二項

理由
公共企業体等労働関係法との関連

において、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員を国家公務員等退職手当法の適用範囲からはずす必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○白井委員長 提案者より提案理由の説明を聴取いたします。安宅常彦君。○安宅議員 ただいま議題となりました国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその概要について御説明申し上げます。

日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社が、いわゆる三公社として発足いたしました。その職員は、国家公務員法、一般職の公務員の給与に関する法律などの適用を離れ、賃金を初めとする労働諸条件については労使の団体交渉により決定するという公共企業体等労働関係法の適用を受け、もって企業の民主的、自主的経営の実をあげ、公共の福祉に資することと相なりまして、すでに十年以上に及んでいるところであります。

この間、恩給制度につきましてもそれぞれ公共企業体職員等共済組合法による年金制度に改められてきていることも御承知の通りであります。

しかしながら、その職員にとって重要な労働条件の一つとなっている退職手当につきましては、公労法により団体交渉事項とされながら、依然として国家公務員と同様、国家公務員等退職手当法の適用を受けてきていること、それは、それ自体問題を残しているものであります。

他面、日本電信電話公社を初めとしてこれら三公社事業のごとく、技術革

新、拡充計画などの遂行が今日のごとくその職員に多様な影響を及ぼす状況にありましては、退職手当につきましても多角的な事情に沿った労使の団体交渉による決定の必要性が痛感されていくところであります。

これらの理由に基づく改正のおもな点は次の通りであります。

第一に、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社のいわゆる三公社職員の退職手当については、公共企業体等労働関係法の関連において、現在の国家公務員等退職手当法の適用を取りやめ、労使の団体交渉で定めることと改めようとするものであります。

第二に、この場合、公社職員と国家公務員相互間の在職期間の通算及び公社の定める退職手当の基準など所要の措置を行なうとするものであります。

なお、この法律の施行は昭和三十九年四月一日からといたしたいと考えます。

以上がこの法律案の提案理由並びにその概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○日井委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○日井委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑を続けます。通告がありますので、順次これを許します。坪野米男君。

○坪野委員 私は、本日大蔵大臣にまず最初にお尋ねしたいと考えておりましたが、大臣が御出席でありませぬから政府委員にお伺いいたします。これは本来ぜひ大蔵大臣あるいは総理にこそ尋ねたいと考えておいた事項であります。それが、それは、現在の税法の全体の体系を見ました場合に、税法という法律の字句あるいはその行為が難解であり、非常にわかりにくいということであり、非常にわかりにくいもののはたれのために書かれたものなのか、たれに読ませるのが目的なのだろうかと思はれます。疑問に思うわけであります。いわゆる裁判法といわれる司法法あるいは一般の行政法規、各種各様の法律の中で、この税法が特に難解だということを感じるところであります。本日、主税局長がお見えのようだから、主税局長に、税法というものは一体たれを対象として、たれに読ませる目的で書かれたものかというように考えるか、最初に尋ねておきたい。

○村山政府委員 もちろん、一般の国民の方々に読んでいただくとして、それで理解していただくということを主眼として書いていくわけであります。

○坪野委員 法律、特に税法が国民の権利義務に関する重要な規定を定めておるといふことで、国民を対象としたものだというところは当然だろうと思うのであります。現在の税法の解釈、私のように大学で法律を勉強した者でも読んでなかなか理解ができないのですが、税法というものは本来そういうものなのか、あるいは税法に関する立法技術が非常に難しいのか、何とかもう少しわかりやすく——租税法定主義で、法律の要件は法定しなければなら

ません。しかし、こういうむずかしい言葉で、あるいは手続的な技術的なこと、全部法律で網羅をして規定をしなければならぬのかどうかということについて、今までに検討を加えられたことがあるのかどうか、伺いたい。

○村山政府委員 税法が難解であるということは、全くおっしゃる通りで、われわれも非常にわかりにくい条文だと思っております。実は昭和三十五年以来、この簡易化について検討を進めていくわけでございます。われわれの経験で言いますと、戦前の税法を見ますと非常に簡単でございます。特に当時の通達等を見ますと、主税一号といふのがございまして、非常に簡単な通達でまかなっておる。その後だんだん複雑になって参りました。戦後におきましては、ちょっと読んだのではわからなくて、よほど落ちついて時間をかけないとわからないようになっておるのが実情でございます。考えてみますと、実質的問題と形式的の問題と二つあるように思われるわけであります。三十五年以来今日までこの簡易平明化について検討を加えておりまして、近い機会に全文改正を行ないたいと思っております。今までの検討の結果では、一つは内容がだんだんむずかしくなるという問題、一つは書き方の問題あるいは配列の問題というのがあるように思われます。内容がむずかしくなるというのは、租税の公平をますます期するといふ問題、それからやはり経済事象がだんだん高度化してむずかしくなって参る関係がございまして、内容的にある程度精緻にならざるを得ないということ、その事実からいいますと、また租税法定主義から

いっても、やむを得ないところじゃないかと思うわけでございまして、この点は時運の進展に伴いまして万やむを得ないことだと思っております。ただそれにしても、全体の配列なり、あるいは条文の引用の仕方なり、あるいは法律、政令、通達、それぞれの規定事項をどういうふう整理していくか、こういう工夫をやることにによりまして、ずいぶんわかりやすくなるのではないかと、こう思っております。現在検討を進めているわけでございます。

第一、配列そのものが昭和二十二年の中告納税以来——シャウプ税制で一遍改正はしてございますが、それにして基本的な配列はそのままの形がとられていて、これも相当抜本的に検討を加える必要があるんじゃないか。昨年の国会で実は国税通則法というのを制定しましたが、これによりまして、かなりの手続的部分を通則法に追いつけたわけでございます。それにしても残ったものの配列もなお十分考慮する余地がある、こういうふうに考えております。

それから第二の、法律、政令、通達にどういう事項をそれぞれ規定するかという見地から言いますと、現在あまりにも手続的な、あるいはまたレ・ア・ケースのことが雑然と法律の中に並んでいる。ページで言いますと、二ページ、三ページにわたって法文が書いてあるのはやはり適当に条数を切っていくというふうな配慮も必要じゃないかと考えております。

それから今度は特に表現の問題でございますが、準用条文がたくさんあるわけでありまして、それから準用のまた準用があるわけでありまして、それから

カツコの規定がございまして、カツコの中に二重カツコがあるわけでございまして。しかも法律番号が引くときに法律番号がそのままカツコになるわけでありまして。この点も十分考える必要があるんじゃないか。原則として二重カツコはできるだけ排除していくように、それから準用の準用をやめるとか、それから表現の問題としては「この限りではない」というのが至るところ出てくるのでございまして、ただし書きを書くときに「この限りではない」というような書き方は非常にわかりにくい。この辺をどういうふうに変えたいか。

ただ何分にも実体が国民の租税負担に関する問題でございまして、読んで正確にわからないと困るわけでございまして。この一つの技術的な限界線がありますから、その辺のことを考えながら検討して参りたいと思っております。現在政府の税制調査会では税法整理に関する小委員会というのを設けまして、これは実は三十五年あたりからずっと引き続いてやっておりますのでございまして。今度の新しい税制調査会になりまして、隔週金曜日にずっとやっておりますが、非常にじみちな問題でございまして、この問題を詰めております。いずれ成果を得次第全文改正をしてできるだけ国民の方々に理解しやすいようにいたします。かように考えておるところでございます。

○坪野委員 今の局長の話では今研究中大だということでありまして、正確なるほど法律でありますから、正確を期するといふ点から相当慎重に検討を加えておられるようだが、とにかく法律の専門家でも読んできわめて難解だという現在の税法は、これは国民に向

けられたものというよりも、むしろ税務官吏あるいは税法の専門家に向けて書かれたという感じが非常に強くするわけです。私の意見になりますが、現在の税法の中で、租税法定主義で国民の権利義務をどうしても法律で規定しなければならぬという条項をわかりやすく端的に規定をする。国民に向けて書かれた法文だという分野は簡明に書く必要があると思う。一方いわゆる税務官吏といえますか、行政官に向けて手続的なことその他の規定がこまごまとも、こういったものは、大綱だけは法律で規定する必要があるても、事ここから――いわゆる法治行政という法の建前から、官吏を法令で縛りつけるということもある程度わからぬではありませんけれども、しかしこれは行政の運用いかんによって、規則なりあるいは通達等で、下級の役人が勝手な解釈をしない、勝手な法運用をしないという規制のしようがあるわけでありすから、そういった税務官吏を規制する手続的な規定はむしろ税法から政令その他に譲って、税法をもっと簡明化する必要があるということを非常に強く感じておるわけです。大体法律というものは国民の権利義務を規定するものでありますし、憲法はもとよりであります。国民のものであるということであれば、少なくとも義務教育を終えた国民が読んで意味がわかる、その大綱がわかるという国民に理解されるようなものに書き改めなければならぬということは言うまでもないと思うので、目下検討中だと言われますが、こういった法文の明解化ということの作業はぜひ早急に大胆に進めてもらいたい

と思ふわけです。今努力中だといふとでありますが、これはただ法律をやっている私が主観的に感じていふだけではないに、わかりにくいといふことは現在言論界その他の国民の世論になつてゐるのじゃないか。一般の行政法もそうですが、特に税法が難解です。特に私は一つお尋ねしたいのですが、法文の中でカッコして何々法昭和何年法律第何号というような法律のナンバーといふのですか、そういうものを書かなければならないものかどうか。もちろん改正がたびたびなされてゐる場合の法律も、引用されるときは現行法を引用されるわけです。しかし現行法であつても最初に制定されたときの法律番号で引用されているようですか、そうすれば、たとえば所得税法の中で法人税法を引用するとすれば、法人税法としてカッコして昭和二十何年法律第何号といふようなことを書かなくても、法人税法といふ法律は改正されても、現行の法人税法は一つしかないのであつて、その法人税法がいつ制定されたか、それは昭和二十何年なら二十何年に制定されたといふにすぎないのであるから、カッコでくつて法律制定の番号を法文の中に書き込む必要があるのかどうかといふことは非常に疑問に思つてゐるのです。これを削除したら立法技術上正確を期することはできない、たとえば同じ法律の名称が二つあつて、そうして番号が違ふといふ場合ならともかくありますが、そういう引用をする必要があるのかどうかといふことについて私は必要がないと思ふのですが、局長のお考えを一つ聞かしておいてもらいたい、さつき採用といふこともありましたが……。

○村山政府委員 これは実は税法だけではございませんで、おそらく各法律ともその法律で他の法律を引く場合には、すべてその件名とその法律番号を要する引くのが法制局の慣例のようでございします。私の記憶によりますと、これも戦後のことでございまして、われわれ自身どこまで実益があるかということになりましてございしますが、これはやはり法律の厳密性というものを考えてやられていることではなからうかというふうに考えているわけでございします。全体の法制の立て方に共通する問題でございしますので、これはどちらかと申しますと、法制局の問題ではないかと思いますが、おそらく厳密を期しての話であらう、かように想像しておるわけでございます。ですから、われわれの方で言いますと、むしろそのことを前提にしてなおかつ条文が読みやすいようにするにはどうしたらいいかということ、今苦心しておるところであります。

○坪野委員 これは大蔵省当局だけの問題ではなしに、どちらかといえば法制局の法律官僚といえますか、法律技術屋の頭のかたさというところに基因するのだと思いますが、私は立法技術的に正確を期するといつても、必ずしもそういうナンバーを打たなければならぬということとはなからうと思ふので、これは将来の問題ということにしておきますが、これは法制局だけでなないに、税法の直接の改正の作業、実質的な作業をやられる大蔵省当局としても、わかりやすく、國民に理解しやすい法律という観点から、ただ法制局のことであるのしきたりに引きずられるということでないに、抜本的にわかりやすい

条文を國民に示すという努力を今後さらに推し進めていただきたいというところを強く要望しておきたいと思ひます。

そこで次の問題についてお尋ねしますが、これも池田総理なりあるいは田中大蔵大臣がたびたび他の委員の質問に対して答えておったところでありますが、いわゆる利子所得の減税、あるいは配当所得の減税というものに関して、利子所得をいわゆる政策減税で、一〇％から五％に分離課税で減税をする、これによって國民の貯蓄への協力が当然期待できる、だから思い切つて政策減税をやつたんだ、利子減税をやつたんだ、こういうことであります。

が、一体一〇％から五％への利子所得の減税をやつて、それで今までの國民のいわゆる可処分所得を預貯金なりあるいは株式投資なりという形で消費しきれない所得を何らかの形で投資をしておつたと思うのであります。

が、利子所得が減税されたからといって、当然にその預貯金が増額されるということ、論理的にはたして期待できるものものかどうか、その合理的な根拠をどこに求めて言つておられるのか。池田総理は、ただ國民は利子所得の減税を喜んで、税金は安い方がいいということと喜んでゐるのだといううなばく然とした答弁を他の委員会でもしておりましたけれども、ただ高いよりも安い方がけつこうだというだけで、はたして預貯金が、貯蓄がふえるものかどうか、逆に一〇％から五％への減税がなされたかからといって、その貯蓄が減るか、あるいはかりに貯蓄に振り向けるべき所得がふえた場合に、それがほかの流れでいくということになら

るのかどうか。一〇%を五%にしたならば、逆にふえるという根拠もなければ、逆に一〇%のまま、現行のままにとどめておいてもあるいはさらにはこの租税特別措置がなくなつて総合課税になつたからといつて、従来貯蓄に向けられておつた所得がほかへ流れていくかどうするか、それが株式投資に振り向けられるか、そういうことになれば、やはり配当所得の形で課税の対象になりましようから、もちろん利回りのいい方に回るといふことはあつても、増税になつたから貯蓄がなくなつてしまふといふことが論理的に考えられるかどうかといふ点、私は非常に疑問に思つてゐるので、私が主税局長においては、この利子所得の減税をしたから当然にふえてくるという論理的な根拠が考えられるかどうか。もし考えられるとすれば、どういう筋道でどういふ形で貯蓄がふえてくるのか、その理由を一つお示しを願ひたい。

○村山政府委員　貯蓄がふえるあるいは減るといふことを規制する条件、これは実に幾多な幾多な要因があると思はうわけでございまして、ひとりそれだけ利子所得に対する税負担だけで決定する問題でないといふことは、すでに総理初め大蔵大臣も述べられておる通りであると思つてあります。何よりも物価が安定しておる、受領する利子そのものの実質価値が変わらないといふ点が大事な点だろうと思つてあります。同時に、またもう一つの要素といたしましては、預金に対する機密といたしましては、預金に対する機密要素ではないかと実は考えておるわけでありまして、また金融機関側でいふと、預金を受け入れるときの手續が

どの程度簡易であるか、この簡易性の問題、それからさらに国民の供給源でいいますと、可処分所得がどの程度の大きさを有しているか、この辺が非常に大きな問題ではないかと考えておられるわけでありまして。しかしそれと並びまして税負担という問題も、これは全然無視していかどうかということになります。理論的には税の安い方がやはり多少は貯蓄するであろう。その程度はどの程度かということになりますと、なかなか数字をもってあげ得ないというところがございますが、負担が重く、しかも軽い方が貯蓄はしやすいであろうというところは、論理的には了承できるわけでございます。そういう意味で言いますと、今度の改正を通じて言えることは、一つはおっしゃる通りに利子の場合一〇%を五%にして、それ自身負担を何ほどか軽くしておりますから、程度は別にいたしまして、若干のプラスになっておるといふことであります。それから今度御案内のように、国民貯蓄組合、これを少額貯蓄制度に切りかえるわけでございますが、これが実はかなり大きなウエートを占めておられるのじゃないかと考えておられるわけでありまして。御案内のように現在国民貯蓄組合の組合員数は六千九百万といわれておられるわけでありまして、ほとんど人口に匹敵するよう形でございます。このことは、国民貯蓄組合法が本来ねらっております一人一組合制度が何よりも守られていないというこの数字的表現であらうと思われたいわけでありまして。そのために、税務官庁といたしまして、源泉徴収の違反がある、国民貯蓄組合法の違反があるというところが容易に想像できるため

に、ともすればその金融機関に対して、その源泉徴収を的確にやっておるかどうかが、監査をやりがちである。このことはだんだん監査をしていきますと、その中に単に預金利子だけの問題でなくて、実はその元本そのものが課税を受けていない元本が出てくるという脱税問題に発展していくという問題もあるわけでございます。そのようになりまして、銀行の機密性と申しまして、この脱税事件となりますと、どうしても強制調査をせざるを得ない。これが預金者に非常に不安の念を与えるわけでございます。今度の改正法、それは言ってみれば、納税者あるいは銀行という問題よりも、制度そのものの持つ欠陥だと思つておられるわけでございます。初めから幾つにも分けた制度をそのままにしておいて、そしてあとで監査をして脱税を発見する、こういうやり方は相互の信頼感もあると同時に、ことさらに脱税者をつくつておられるような傾向はないわけではございません。そのことはひいて預金の機密性というものを冒すことによつて相当預金の伸長、預金の増進ということにも害があつたのじゃないかというふうにも考えておられるわけでございます。今度は乱用をきかない少額貯蓄制度にしてはいるわけでございます。そのことは端的にはこの改正によりまして、主として大口預金者が現行より不利になるといふことにはなりません。けれども、同時に預金の機密性が結果的に保たれることによりまして、相当その面でのプラスの面が働いてくるのじゃないか、こういふふうな考へておられるわけでございます。われわれは一〇%を五%にやつたことによつてだけ考へ

ているわけではございません。あわせて今回の国民貯蓄組合を、少額貯蓄に切りかえることによりまして、この面でのプラスの面が見込める、こういうふうな考へておられるわけでございます。ただ数字で幾らというところになりますと、先ほど申し上げましたように、預金のふえる、減るという要素をあまりにも規制する条件が多いため、数字的にはちょっと申し上げかねる。今度の改正は、全体としてはプラスになるだらう、そういうふうな考へております。

○坪野委員 国民貯蓄組合制度の廃止によつて、脱税を防止する、それは確かに税制の改正としてわれわれも賛意を表するわけですが、今の一〇%所得減税を小幅にとどめて、そしていわゆる政策減税をこへ盛り込んでいくというこの政策減税の一つである利子所得を一〇%から五%に軽減するものは、貯蓄増進の一施策だといふふうな考へられておられますが、しかし私は一〇%を五%にしたから、なるほどこの恩典に浴する所得階層は喜ぶことは喜ぶであらうけれども、それと別に今までも預貯金がふえるという刺激剤になるというように私は考へておられる。また現行のままであるからとしまして、あるいは租税特別措置が廃止されて、総合課税になつたからとしまして、処分し得る所得が、ほかにより有利な投資の方法があれば別でありませうけれども、安全確保だといふことであれば、わずかの不労所得でありますが、不労所得に対する税金がかかっても、一番安全なものである。従来通り振り向けられるということも期待されるわけでございますが、私は

ただ高所得者を喜ばしたということ以上に、高所得者に減税してやつたから、預貯金がふえる、あるいはふえさせようという意図を持ってなされたとしても、その効果はほとんど期待できない。また現行のままであつても、貯蓄が減るのだということも考へられない。ただ気分的に貯蓄をふやす幾つかの要素の中で、利子所得を減税すれば、気分的に喜ぶだらう。あるいはまた銀行なりあるいは配当所得の場合、証券業界がPRの材料にして、結局銀行や証券会社を喜ばすという。そういう政治減税——政策減税というよりも、政治減税としての効果はある。貯蓄を増進させようというほんとうの意味の政策目的になつた減税とはとうてい考へられぬと思うわけですが、これも大臣おられますから、この程度で私の意見を申し上げて次に移りたいと思ひます。

もう一つ、これも大臣がたびたび答弁しておられますが、昭和二十五年から減税を次々とやつてきたのだ、将来も減税をしていくのだ、だから今年度はこの程度で納めておくのだといふことをいって、いかに政府は減税々々で国民に奉仕をしてきたかといふような印象を与えようとしておられますけれども、これは私はけしからぬ放言だと思ふ。税の自然増収があれば、その一部をあるいはその相当部分を減税に振り向けるというところは当然のことであつて、何らこれは自慢にもならない政策以前の問題だと思ふ。それを当初の自然増収の見込額よりも上回つた自然増収の実績が出てきた、そのほんの一部を減税に振り向けてきたという

にすぎないのである。三十八年度の自然増収の見込額についても、相当大幅の自然増収が見込まれておられるわけだ。三千七百七十四億円という自然増収が見込まれておられるわけでありまして、そのうちのどの程度を、当然返すべきものを国民大衆に返すという考へ方から、一般減税を行なうべきかという政策決定の問題であります。従来から税の取り過ぎ、自然増収があつてそのつど、それもわれわれからすれば十分な減税をやつたといふわけにはいきませんが、一部減税に振り向けてきたといふことは言えませんが、今年度の自然増収見込みの中でわずかに五百数十億、それも半額程度が一般減税に振り向けられて、あとの半額がいわゆる政策減税、利子所得、配当所得の減税に振り向けられるという、この政策決定は減税の本来のあり方からすれば逆行しておられるわけですが、これは局長にお尋ねするよりも政府の責任者にお尋ねしなければならぬことだと思ひますが、今の年々減税をやつてきたのだから、ことしは少々少なくて、また来年度といふことで、今年度の減税の施策が妥当なものだといふことの理由づけにしようとしておられるこの政府の考へ方に対して、局長はどういうふうにお考へるか、参考に一つ御意見を承りたい。

○村山政府委員 所得税の諸控除の引き上げ並びに法人税の留保所得課税に対する軽減を一般減税、その他を政策減税とも呼ぶとすれば、初年度減税総額が四百四十億程度でございますが、このうち六割七分は一般減税に充てるという案でございます。それから平年度におきましてはその割合が約六

五%になる、こういうことでございませう。ただ自然増収があった場合に、その自然増収の一部を当該自然増収を生じた税目の減税に充てるのが当然ではないか、こういうことについてどういう意見かというお尋ねでございませう。実は先般中山会長もこの席で参考人としてお述べになっておられますが、この点について、税制調査会自身もその問題について何らの結論を得ていないので、今後の検討問題だというふうに会長も答えておられます。ただわれわれもその点今後検討すべき問題だと思つて税法整備小委員会にかけて検討したいと思つてますが、ただいまの感じでは、自然増収があったから当然当該税目を減税するということになるというの、相当の疑問があるのではなからうかと思つております。要は、その税の負担の現状がどうであらうかという問題、たとえば減税したすにいたしまして、各税目ごとに見まして、どこが一体無理であるか、どこに減税の要因が多いのかということが第一に考慮にあげられるべき問題ではなからうかというように考えておるわけでございます。もしそうでないとすれば、言ってみますと一般会計の歳入の増はそれ自身ひもがつくわけでございます、ちやうど歳出でひもがつくと同じように、減税の方でもそれぞれひもがつくという問題でございませう。しかも、考えてみますと、自然増収は一体何で生じてくるかというの、御案内の通り、通常申しておりますのは、その年の当初予算の増加額で言つておるわけでございます、この差額は主として前年度の経済見通しとその実績との差と、それから実績見通し

しに対する翌年度の経済の指標の動き、この相乗から出てくるわけでございます。そういうことを考えますと、全般的にこの問題はなお検討の余地がありますが、非常にリジッドに、自然増収を生じたものは必ずそこに還元しなければならぬという考え方に付いては、私自身としては疑問を持っておるわけでございます。

○坪野委員 私の前で言っている意味はそういう意味ではないのです。税の自然増収、たとえば所得税の見積りから相当な自然増収があったから所得税の減税をしなければならぬとか、法人税の自然増収が相当大幅にあったから法人税の減税をやらなければならぬ、そういうことを言っておるわけではないのです。すべての税金をひくくする、最初の歳入見積りから相当大幅の自然増収があったという場合に、その年度の予定の財政需要を満たして余りがあれば、そして翌年度の財政需要を満たしてまだあるいは合理的にどの程度財政規模を拡大するかということも政策決定の一つの要素でありましようけれども、しかし、相当な税の自然増収が見込まれる中で、しかも翌年度の財政規模に比べてなお余力があれば、あるいは余力を見込んでそれを所得税の減税に振り向けるなり、あるいは間接税の減税に振り向けるなり、やはり国民の税負担を軽減するということから減税は当然行なうべきではないかというのであって、所得税の自然増収があったから所得税の減税を当然やるべきだというふうな、硬直的な減税論を述べているわけではない。総合的に国民の税負担を軽減するという措置は当然行なうべきだ。ただ、

その比率その他は具体的に問題でありましようけれども、減税それ自体は当然行なうべきだということを言っておるわけなんです。これも私の意見になりますが、そういう意味で申し上げておることを補足しておきます。もう少しお尋ねしたい点もあります。が、時間の関係で、最初にお尋ねした税法の問題あるいは徴税の問題について最後に一つだけちょっとお尋ねしておきたい。それは私が直接関係したことですが、相続税の申告でいわゆる共同相続人から申告をした。そして一応相続税を全部納めてしまったわけですが、その後その相続人間で遺産分割の争いが起こりまして、家庭裁判所でその相続税の申告をした申告書を一ぺんみたくということになりました。その際に、数人で共同して税法の相続税の申告をしておるわけですが、そのうち一人から当該の税務署長あてに自分の出した申告書を見せてもらいたいというのを申し入れたところが、三人で申告したのだから三人連名でなければ見せてやれないというふうなことを言つてなかなか難航して、結局は税務署長の裁決で見せてもらいましたけれども、相続税で遺産相続を争っている三人の親族の間で利害対立して、一人はもう一度税務署に申告した申告書そのものをせよ見たい、一方は見せたくないと言ふ場合に、三人連名であつても一体となして、要するに、被相続人の遺産を全部書き立てて、比率あるいは分配の方法が三人の連名で書かれてあるという場合に、そのうち一人が申請をすれば、これは赤の他人がその申告書の内容を見せられてくれと言ふ場合と違

ひまして、私は三人が一緒でなければ見せてもらえないということはおかしいと思ふのです。何か国税庁からの通達で、三人でなければ見せられないようなことを盛んに課長なり係長が言つておりましたけれども、そんなばかなことは、法律の解釈からいって、そういうばかなことはないと、私はいふんがなつたのですが、それに類似した通達を示しておりましたけれども、実際そういうことがあるのでしょうか。参考のために聞いておきます。

○村山政府委員 これはもちろん税法にそんなことを規定しているわけでもございませうし、おそらく税務の機密性をどこまで開示できるかという普通の問題だらうと思ふのでございませう。今お話を承りますと、申請したのは相続人の方だということでございます。それと利害関係を持っている第三者からの申請ではないのですから、当然一般に見せてもさしつかえないだろうと、われわれは常識的には考えるわけでございます。ただその場合に、相続税の申告は三人共同の連名でやっております。その場合に連名でなければならぬか、一人であつてもいいのかという問題は、税務当局としては一応検討したと思つてますが、私の常識的な見解では、何も三人でなくてもそういう場合には、さしつかえないのではありませんか、こういうふうな考え方でございませう。おそらくそういうことで話が進んで、税務署長は開示したのでないか、こういうふうな想像されるわけですが。

○堀委員 今の話ですけれども、おそらく坪野さんがその問題に関連して

お話をあつたから、実は税務署長が決定をしたのではないかと感じが私にお話を聞きながらするのです。そうすると、そうでない人が行つたら、おそらくそれは実ではできないのではないだろうか。今局長が、常識的に判断をすればそれはいいはずだ、こういうことでありますが、どうも私いろいろな税の取り扱いを見ていて感じることは、やはりしつちゅうこの委員会では議論になるのですけれども、税務署の人たちがやはりまだ少し特権的な意識が強く、常識的な判断でなら当然こうだと考えられることを、各種税法あるいは通達類があるからと称して、自分たちの意見をどうも押し通そうとする本来的な傾向があるという感じを私はよく受けるのです。いろいろな相談を受けるときに、聞いてみて私どもが行くとすぐ解決をする。ところがその人たちが行つてゐる間はどうにもできない。これはどうも私はまずいと思ふのです。国会議員が行つたら話がつくこととなら、国会議員でない一般の国民が行つても当然話がつかなければならぬのに、なぜそういうことが起こるか。これは国税庁の方の問題ともなるかと思ひますけれども、そこで今の最初の、税法はわかりにくいという問題と関連があるのですけれども、私はやはり常識というものは、各種の法律を扱う場合には、これは必ず基本になるものから、一々法制局の見解を聞いた判例を見なければ行政が執行できないわけでもない、やはりその法律を実施する立場にある人をささえる土台は、私は常識ではないかという感じがしますから、そういう点は今のお話を聞くと、税法もやはりわかりや

いまして、私は三人が一緒でなければ見せてもらえないということはおかしいと思ふのです。何か国税庁からの通達で、三人でなければ見せられないようなことを盛んに課長なり係長が言つておりましたけれども、そんなばかなことは、法律の解釈からいって、そういうばかなことはないと、私はいふんがなつたのですが、それに類似した通達を示しておりましたけれども、実際そういうことがあるのでしょうか。参考のために聞いておきます。

○村山政府委員 これはもちろん税法にそんなことを規定しているわけでもございませうし、おそらく税務の機密性をどこまで開示できるかという普通の問題だらうと思ふのでございませう。今お話を承りますと、申請したのは相続人の方だということでございます。それと利害関係を持っている第三者からの申請ではないのですから、当然一般に見せてもさしつかえないだろうと、われわれは常識的には考えるわけでございます。ただその場合に、相続税の申告は三人共同の連名でやっております。その場合に連名でなければならぬか、一人であつてもいいのかという問題は、税務当局としては一応検討したと思つてますが、私の常識的な見解では、何も三人でなくてもそういう場合には、さしつかえないのではありませんか、こういうふうな考え方でございませう。おそらくそういうことで話が進んで、税務署長は開示したのでないか、こういうふうな想像されるわけですが。

○堀委員 今の話ですけれども、おそらく坪野さんがその問題に関連して

お話をあつたから、実は税務署長が決定をしたのではないかと感じが私にお話を聞きながらするのです。そうすると、そうでない人が行つたら、おそらくそれは実ではできないのではないだろうか。今局長が、常識的に判断をすればそれはいいはずだ、こういうことでありますが、どうも私いろいろな税の取り扱いを見ていて感じることは、やはりしつちゅうこの委員会では議論になるのですけれども、税務署の人たちがやはりまだ少し特権的な意識が強く、常識的な判断でなら当然こうだと考えられることを、各種税法あるいは通達類があるからと称して、自分たちの意見をどうも押し通そうとする本来的な傾向があるという感じを私はよく受けるのです。いろいろな相談を受けるときに、聞いてみて私どもが行くとすぐ解決をする。ところがその人たちが行つてゐる間はどうにもできない。これはどうも私はまずいと思ふのです。国会議員が行つたら話がつくこととなら、国会議員でない一般の国民が行つても当然話がつかなければならぬのに、なぜそういうことが起こるか。これは国税庁の方の問題ともなるかと思ひますけれども、そこで今の最初の、税法はわかりにくいという問題と関連があるのですけれども、私はやはり常識というものは、各種の法律を扱う場合には、これは必ず基本になるものから、一々法制局の見解を聞いた判例を見なければ行政が執行できないわけでもない、やはりその法律を実施する立場にある人をささえる土台は、私は常識ではないかという感じがしますから、そういう点は今のお話を聞くと、税法もやはりわかりや

いまして、私は三人が一緒でなければ見せてもらえないということはおかしいと思ふのです。何か国税庁からの通達で、三人でなければ見せられないようなことを盛んに課長なり係長が言つておりましたけれども、そんなばかなことは、法律の解釈からいって、そういうばかなことはないと、私はいふんがなつたのですが、それに類似した通達を示しておりましたけれども、実際そういうことがあるのでしょうか。参考のために聞いておきます。

すくしてもらいたいし、特に私は通達山のごとしということで、税法だけ読んでおったのでは全然だめで、これは通達がいろいろありましてそういういきませんと言われると、まさに今度はこっちが困ってしまつて、どういう通達だといふことにもなりますので、やはり最初の、税法をわかりやすくといふことと関連があるのですが、この通達類ももうちょっと合理化してわかりやすく、皆がわかるようにするといふことも必要ではないかと思うのですが、今の二つの問題について局長の御意見を伺いたい。

○村山政府委員 税務の機密性の限界が実はどこかといふことは、おそらく国税庁も非常に苦心するところだろうと思うわけでございます。一般にたとえ裁判の問題でも、刑事でございますと争う相手は公益でございます。従いまして、裁判所から開示を求められるときには主として公益が問題になっておりますから、まず開示するだろうと思つてございまして、これに反しまして民事でございまして、争う相手といふものは公益でございます。しかも民事の訴は当事者主義でございます。攻撃防御によつてその判決が違つていふことは御案内の通りでございます。そのある特定の当事者の攻撃防御の方法として、税務の資料が要求されるときに、さあその限界がどこかといふところは、おそらく税務官庁として最も苦心を要するところじゃないかと思つてございまして、お話を先ほど坪野先生から伺いますと、共同相続人の話であつたといふことでございまして、おそらく税務署長は開示したんじゃないからうか。これは第三者が見

ず知らずの者が今の相続税のあれを申告してくれ、その人間と争つてゐるからその資料にしたいからと言つたら、おそらく拒否するだろうと思つたのでございまして。その辺がおそらく常識問題になつたんじゃないかと私は推定してゐるわけでございます。それから通達についてはおつしやる通りだろうと思ひます。ただ一番困りますのは、税の問題はいかにこまかく規定をいたしましても、幾らでも質問は出て参ります。原価計算の問題をたとえば一例にあげましたら、これは無数に出てき得るものでございまして。質問があつたときに必ずこれは回答していくといふ問題でございまして。初めは個別回答でございまして、あまゝりにも質問が多いと、それが一般通達に変わつていく。だんだん何と申しまゝすか、世の中の関心が、それからまた原価計算その他が進んで参りますと、会社の会計係あるいは原価計算の係から幾らでも質問が出る、こういう問題は事実としてございまして。これを処理するのの一体どういう形でやったら最も簡明にいくか。答えはないといふのは不親切きわまりないことではございまして、またそれが共通の質問といふことになりますれば、これは一般通達取り扱ふといふことにいたしまして、世の中に公表することも国税庁の任務だと思つてゐるわけでございます。要はその間法律あるいは政令、通達にどういふふうなそれぞれのウエイトを考へて配分し、それからわかりやすくしていくか、ここにゐるかと思つて、われわれ国税庁と一緒に今後検討を続けて参りたい、かように考へております。

○坪野委員 今局長が言われましたが、今の共同相続人の一人から申告書の閲覧を求めた際に、課長はやはり通達を示して、税の機密保持だといふことから、三人の連名だから三人でなければ、そういう解釈を非常に強調されたわけですね。私は別に国会議員で行つたわけじゃない。国会議員以前の段階ですけれども、そうじゃない。そんなものは常識じゃないかといふことでござんばつて、結局税務署長もその通達の意味の解釈については何ら明解な回答を与えずに、結局政治的判断といふこと、妥協でもつて見せてくれたといふことにすぎないものでありまして、私はその通達がやはり問題だと思つて、私は特に裁判官あるいは検察官といふ法律家は、やはり法律といふものをある程度常識になつた解釈をするのですが、どうも税務署の末端の税務官僚といふものは、通達に縛られて非常に形式的な解釈をして、そのために常識はずれの解釈をして言つたという例が幾つ、時間がないから抽象的に申し上げたのでありますが、通達それ自体に私は少し疑義があると思つて、その通達の解釈をする、その運用者が非常に固定的に解釈しておつて、当然常識で――三名連名を出して、そのうちの一人が出した書類を見たといふのは、これは何らかの二人の承諾が要するはずはないと思つて、それが要するといふような解釈を固執されて非常に困つて、裁判官を連れていつて一時間ほどもんで、やつと私の常識論が通つたといふような例もあります。今堀委員からもありましたけれども、通達の解釈についてもう少し合理的な解釈を

できるようにやはり教育をしてもらいたいといふことを特に要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○日井委員長 藤井勝志君。

○藤井委員 すでに本委員会ではしばしば論議されておりますし、時間の制約もございまして、ごく要点のみにしてばつて質問を申し上げたいと思ひますので、答弁側の関係当局も要点を一つお答えを願ひたいと思つてあります。

第一点は、このたびの税制改正の一番大きな山となります問題は、一般減税と租税特別措置法による減税いわゆる政策減税とのかね合ひの問題ではないかと思つてあります。昭和三十八年度減税内容を見ますと、一般減税が二百九十六億、いわゆる政策減税が二百四十六億で、合計御案内の通り五百四十二億に相なつておるわけでございます。このうち一般減税の中身を見ますと、所得税が二百七十六億、法人税が十九億、これに対していわゆる政策減税といふものが利子所得七十五億、配当所得に対する減税措置百二十五億、このような数字に相なつておると必得であると思つて、このように見ますと、一般減税のウエイトは約五五％、従つて一般減税に若干のウエイトが持たれておることも十分理解できるのでありますけれども、政策減税のうち特に利子並びに配当所得のウエイトも、これまた約三七％といふふうになり例年に比較して高い内容に相なつてゐること、これまた御承知の通りであります。ここに一般の受け取り方を考えます場合に、いわゆる預金をする余裕階層並びに株を持つ余裕階層、

こういった一部の有産階級の優遇措置にのみとられて、せっかくこのたび税制調査会が答申をされましたこの答申案といふものが十二分に尊重されないで、一般減税においてはやや後退を見ておる、そこに率直に申しましてあゝ味の悪い印象を残しておるのではなかつたかといふふうにも思つてあります。ここに私は特に問題をはつて、利子及び配当所得の減税問題に対してもう少し当局側は説得力のある説明をしていただきたい。いろいろ申し上げたいこともございまして、申し上げるまでもなく、日本の経済といふものが敗戦後の焦土の中からわれわれもみずから顧みて驚くような経済の高成長を遂げておるわけでございます。一番弱點はだれしも指摘いたしますように、資本蓄積の水準がさうさう低いといふ点でございまして。先般もあるニュースを見ておりました、ある評論家が池田総理に対して、外国は日本の経済力をいよいよ張出横綱くらいには見ておるであらうといふ話に対して、池田総理みづから、日本の経済はまだそこまで行つておりません、資本の蓄積が非常に低い、従つて、せいぜい小結か二枚目、三枚目、できるだけ一つ本物の大関クラスのものに相撲取りに日本の経済がならなければならぬ、こゝういったことを話されたのであります。まさにその通りだと思つてあります。

ここに私は戦前のわが国の主要な経済指数の一端をながめてみます場合に、戦前の昭和九年から十一年の平均を一〇〇としたしまして、昭和三十六

年度実質的国民所得というのが二六四、産業生産指数が四七九、こういう数字に相対しておるのに対して、個人の預貯金の数字というものが、統計で見ますと一八七、それに対して個人の株式の払い込み金額が六四、こういう数字になっておる。しかもよく指摘されますように、その資本構成は自己資本が二八に対して他人資本が七二というふうな、戦前とまるで逆になっておる。このような数字をわれわれはすなおにながめずならば、戦後の日本の経済において、いかに資本の蓄積が貧弱であるか、しかもこの資本の構成の内容が、いわゆる実物資本蓄積と貨幣資本蓄積とのアンバランスがあまりにもはなはだしきというところを、一見してわれわれとして承しなければならぬ。そこで、日本の現在の安定した経済の成長のためにはどうしても貯蓄増強が第一であるという、この観点に立つてものを考えなければならぬ。そういう見方からして、私はこの際、利子並びに配当所得に対する措置は、短見的にまた部分的に見れば課税公平の原則にもとらぬ印象を与えるけれども、長期的な視野に立つて国民経済の総合的な観点から考えれば当然なざるべき問題ではないか、このように思うのであります。そういう観点から議論を進めていきますならば、私はこの際、税率を五%引き下げたというこの引き下げ方は徹底的であつて、むしろこれは全廃をすべきである、他の方法において高所得者に対しては課税をすべきであつて、日本経済における貯蓄増強の第一義的な意味をわれわれが認めるならば、そういう線について確固たる方針を持つべきではないかとい

うふう思うのであります。きょうは政務次官がお見えだと思つて、私は以上のような話をしたのであります。主税局長のお立場では御答弁はむずかしいかと思ひますけれども、一応事務的立案の責任者の立場において御回答願ひたいと思ひます。

○村山政府委員 最初に今年度の減税の規模のお話が出ましたが、たゞいま藤井先生のお述べになりましたのは、主として減税のお話でございます。減税は五百四十二億でございますが、減税は四百四十二億でございます。それから法人税は、たゞいま四十八億の増収になっておりますが、減税としては四十七億程度であります。それから申告所得も十七億の減収になっております。減税規模としては五十三億になっております。従ひまして、先ほど申しました一般減税といわゆる政策減税の比率は五〇%ではなくて、六七%が減税の比率になっております。その点だけ申し上げておきます。それから今の利子配当に関するこれが、政策的に、日本の資本蓄積がまだ非常に過小であるという点をねらつたのではないかと、この点をございまして、この点は、もちろんそこをねらつてゐるだらうと思つてあります。ただその場合にゼロにしていいかという点になりますと、そこにはやはりおのずから租税体系という一その政策減税をやる効果と、それによって失なわれる公平感というものと、この二つを両方びんにかけなければならぬのだ、私はそう思つております。今度の措置が五%にとどめられたという点、それから国民貯蓄組合の制度を少額貯蓄に移行させるという点、この点はた

だいま藤井委員が申し述べられたような長期展望における政策的意図ももちろんあると思ひますが、同時に租税体系の公平感というものが失なれないように、こういう配慮が十分加えられたものと思つてゐるわけでございまして。日本の蓄積が諸外国に比べて少ないことは先ほどお話の通りでございます。ただこの点は、いつてみますと、一つはいわゆる再建整備法で現われているような過去の蓄積が失なわれたという点、あるいはその後のインフレーションによる再評価が十分であつたかどうかという点、こういう点も考へねばならぬと思つてあります。特に自己資本対他人資本の比率が非常に日本が悪くなつてゐるという点は、そういうものに加えて日本の現在における成長が、各国に比を見ざるどころの非常な成長率を示してゐる。それを全部自己資本でまかなうということとはうてい不可能でございます。その点では、現在の成長の度合いからいしましても、他国に比べて他人資本に依存せざるを得ない。同時にまた貯蓄の形態が日本は歴史的に金融機関に集まつてゐる、これがまたその借入れを可能にしている、こういう歴史的な事情があると思つてゐるわけでございまして。そういう点をにらみ合わせながら、しかし、先ほど御指摘になつたような、日本が順次蓄積を高め、あるいは自己資本の構成比率をだんだん高めていくためにはどうしたらいいか、こういうのが税制としても与えられた課題である、こういうふうな考へております。

○藤井委員 簡単に御答へを願ひたいのですが、今度の改正の結果、利子所得や配当所得を有する者の所得税の負担関係というのはどのようなことになるのか、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○村山政府委員 まず総額で申し上げますと、利子、配当全体で三百三十億程度減収になっております。この内訳をよく見ますと、百億程度のものが初年度、これは明らかに最終的の減収、その意味で減税だと考えられます。それからあと百億、これは単なる初年度減収でございます。三十九年度には当然その分は取り返すべき筋合いのものでございまして。残りの百三十三億と申しますのは、これは税目の振りかわりでございまして。源泉所得税でそれだけ減りますが、片方申告所得でそれだけ法人税の総合所得税の段階でそれだけ取り返す、こういうことになっております。従ひまして、ネットの減税といたしましては百一億でございます。ただその内訳を申しますと、利子におきまして二十五億、配当におきまして七十六億でございます。さらにその二十五億を分析いたしますと、平年度が大抵二十八億でございますが、今の国民貯蓄組合から少額貯蓄に振りかへることによる増収が六十一億、それから一〇%を五%にすることによる減収額、この分が八十九億、差引二十八億、その初年度が二十五億、こういうことになるわけでございまして。配当につきましては、大抵八十八億というものが平年度の最終的の減収額でございます。そのうち約十八億というのは、いつてみますと源泉と申告というものの時期的なズレで、平年度になつても取り返せないものがどうしても十八億ぐらゐる。これは翌年度に回して更正決定をして調整をするという分でございます。従ひまして、源泉段階で最

最終的の減収になるものは、差引約七十億であります。この原因を考へてみますと、これは要するに、現在、配当は源泉徴収でございまして、本来からいへば増減収はないはずのものでございまして、何ら申告をしてこないというものがあつたわけでございまして。これはそのほとんど全部が個人でございまして、投資信託がほとんど無記名でございまして。この分が現在一〇%でございまして、何ら取りにこない、取りにこないというのですか、源泉だけで済んでおるといふものでございまして。それから投資信託以外の株式で考えられますのは、二つ要素があるわけでございまして、一つは、支払い調書の提出限度以下でございまして、税務署の方では総合できませんというところでございます。しかし所得税法上、納税義務があるかないかは、その人によつて違ひます。支払い調書が出なかつたからといって納税義務がないわけではございしません。ですからその分が有り得るのと、その他所得が五万円以下でございまして申告義務がございしません。その意味で納税義務はないわけでございます。もしこの人たちの分を含んでいるといたしますと、その人たちは本来一〇%でとらればなしになつて、いる、こういうものでございまして。ですから投資信託と株式と二つございまして、株式のうち今の支払い調書の提出限度以下のもので、五万円以下のために申告義務のないもの、こういうものが一〇%から五%になることによりまして最終的に半分減収になるわけでございまして。それが平年度約七十億あります。先ほど申しました最終的のずれ十八億を加えますと、平年度八十八億、それ

に対して初年度割合をかけますと七十五億、こういう数字になっておるわけでございます。

○藤井委員 話題を変えまして、今度の減税措置に対して、いろいろ問題の点として、中小企業基本法を策定し、法案がすでに出ておる。ところが実際中小企業振興対策としていろいろ考えられますけれども、一番大きな手は私は金融と税制だと思ふのであります。しかるに税制面において、中小企業に対しては、結果的に見て、まことに冷遇の結果に相なっている、このように考えざるを得ない。今度政治的な大きな背景として、農業基本法と同時に中小企業基本法が実施されんとするわけでございますが、このような時代の趨勢に対し、特にまた貿易自由化という点からいって、中小企業者自体の国際競争力を強化し、体質を改善せなければならぬ、こういう面において、むしろ租税の特別措置が中小企業に相当振り向けられなければならない、注意が払われなければならない、このように思ふのであります。今回の税制改正においてどのように措置されておるか、この点をまずお尋ねをいたしたい。

○村山政府委員 御案内のように、税は、基本税制におきまして、その租税力に照応させる諸制度を盛るわけでございます。従いまして、あえて中小企業とは申しませんが、所得の小さい人とはそれなりに所得課税がおのずから基本税制の中で徴税されておること、これは御案内の通りでございます。その意味で特に中小企業だけをねらっているわけではございませんが、中小所得者という範疇で中小企業に対しても減税が行なわれたということは御案内の通

りだと思ひます。実に二十五年以降八千億に上る所得税の減税というものは、必ずや中小企業にも十分なる影響を及ぼしているだろう、こういうふうな考えられるわけでございます。ただ、中小企業に特に視点を置いて何らかの特別措置を講じているかと申しますと、従前は、御案内の通り、中小企業だけに認められる三分の一の特別償却制度というものがございまして、これは反対に申しますと、大企業にのみ認められる税制というものは実は税制としてはないわけでございます。そういうものがあつたが、今度さらに、今回の提案で、中小企業者のみを対象にするまた新たな特別措置を提案しているわけでございます。これは特定の業種のものにつきまして、今後五年間、指定された業種について、その普通償却に加えて、毎年三分の一の割増償却をする、こういうことを提案しておるわけでございます。なお事業税につきましては、昭和三十四年に基礎控除を十二万円から二十万円に上げたとか、昨年法人、個人を通じて事業税の相当大幅な軽減をされたとかいうことは御案内の通りでございます。

○藤井委員 今主税局長から御答弁のありましたことは、私もその通りだと思ふのでありますけれども、また同時に、私が中小企業者という言い方をしたのは、ちょっと表現が不十分でありまして、中小所得階級、こういうこととに改めたいと思ふのであります。しかし結局、中小所得階級の多くの場合が、農業を別にいたしまして、いわゆる法人であるとか同族会社であるとか、こういったもので企業をやつてお

る人たちが大部分でありますから、そういうことではいろいろ具体的にもう一歩突き進んでお尋ねをいたしたいと思ひますが、まず中小法人、特に所得二百万円以下の法人の所得に対して三三・三%の法人税率が課せられておる。こういうことに対しては、まず二百万円を境にして一律に上と下とを分けておるということの分け方が現実に沿うかどうかという問題もありましよう。

同時に二百万円以下を現在三三・三%の税率にしておることは高きに失する。現実には大法人と中小法人とのいわゆる実効税率を比較すると、大法人が三三・三%に対して中小法人が三八%になつておるということが統計の資料からわれわれは受け取れるのであります。そういう実質的な面を考えると、いろいろ努力はされておりますけれども、やはり中小法人に対して手当が少くない、結果的に見て不十分であるというふうな考えざるを得ない。特にこの問題については、私の聞き及ぶところによると、今度の三十八年度の予算編成にあつて、中小企業庁からもそういった線が出ておることを私はある資料から知り得たのであります。同じ内部においてそういう要求が出ておるの

は当然のことだと思ふのであります。これに対して今後どのような処置をとられんとするかお伺いいたしたい。同時に、同族会社の留保所得課税の問題も、むしろ私は、この制度というものは個人事業所得に対する均衡上配慮された制度であらうと思ふのでありますけれども、その配慮をされる結果においていわゆる非同族法人ないし大法人とのバランスがとれておらない。従つて、そういう面もあわせ考へ

る場合には、できれば私はこれまた全廃の方向に向かつて進むべきである。同族会社というものは九〇%からそれ以上が中小所得階級であり中小企業者であるわけでございます。従つて、この同族会社の留保所得課税に対してどのような配慮を今後なされようとするかお伺いをいたしたい。

同時に、もう一ついでに第三の点をあわせてお尋ねをして、一括御答弁をお願いしたいと思ふのであります。これを要すれば本委員会でも議論の出た問題であらうと思ふのであります。小規模事業者の税負担の軽減措置であります。この問題は、いわゆる専従者控除の引き上げの問題、今後青色申告の場合年に五千円でありまうが、これから月に割りまして一万円をちよつと上回るといふ程度に相なつておる。二十歳以上の子弟が家庭で家業を手伝う、これは当然経営の立場から考へて、現在一万円足らず月々の損益計算に計算をされて、実質的にはこれがその子弟のいわゆる取り前に相なるわけでございますけれども、あまりにも実情から離れ過ぎておる。現在の賃金体系からいって、あまりにもひど過ぎやしないか。それが結果するところの小規模事業者の税負担の重圧に相なつておる。これに対してどのような配慮をこ

れからされようとするか、こういう配慮が十分されないこの現状をそのままにして、貯蓄増強ということ、なるほど長期的に見れば必要であるといふこの利子、配当所得に対する減税というものが、いかにもゆがめられた受け取り方がされるのではないか。従つて、小規模事業者の税負担の軽減といふことは、私は税制的に何ほになるか

計算しておりませんけれども、大した大きな、国家財政に大影響をもたらすような問題ではない、こういうところのきめこまかく配慮することが、国民の正しい理解を求めるゆえんではないか、このように思ふのであります。以上具体的に三點。先ほどいろいろ従来やられました施策に対して御答弁があつたわけでありまうが、決してそれを否定するものではありませんけれども、これから先、今のような問題に対してどういふ配慮をされようとするか、当局の御見解を承りたいと思ふのであります。

○村山政府委員 三點でございますが、その第一点として、特に中小企業に対する税率のあり方の問題でございます。先ほど実効税率でかえつて小法人の方が高くなつておるのじゃないかというふうなお話ございました。われわれの今持つておる資料によりますと、租税特別措置を適用する前の実効税率は大法人の場合が大体三八・四ぎりぎり一ぱいになっております。もちろん小さいところは少なくなつておりますが、ほとんど大部分が二百万以上のために約三八・二%に對して中小法人の方が三六・二%になつております。この間御答弁申しましたように、総所得に対して租税特別措置法を適用したあとの課税標準の割合が、最近の実例によりまして大法人が八二%、小法人が八八%でございます。それから一応推定して三八・二%をかけるということになりまして約三三・二%それから三六・二%に二をかけますと三三・九%、かなり近づいておるといふことはございますが、小法人の方がまだ若干高いというふうなことが出て

参ります。しかしいすれにいたしまして、租税特別措置の向け方におきまして、大法人の方が多いということはこの前も御答弁した通りでございます。ただその中で退職給与引当金、それから特別償却、この二つを引ききると小法人が非常に恩恵率が高いということもお話申し上げました。これについては租税特別措置、特に退職給与引当金について言えるかどうかというところが、今後の検討問題ということになります。

それからもう一つの問題は、実はこの問題は配当控除をどうするかという問題と関連してくるわけですが、配当控除を一万円以下の部分について一五％というのは、法人税率三八％のところで一応バランスをとって計算しているわけでありまして、従いまして、かりに中小法人の税率を下げるということになりますと、その辺のあんばいをしなくちゃならぬという点が一つと、それから大法人との関係もございしますが、個人の事業所得者との関連がどうなるか、ここをもう一べん振り返ってみなくちゃいかぬわけでありまして、それからまた個人の事業所得者の負担の問題は、給与所得者とすぐ隣の境界、ここを調節しないと単独にはできないわけでありまして、今後おっしゃるような、いろいろお話もございしますので、それからの点を総合的に勘案した上で適切な答えを出したいということとで検討していきたいと思っております。

それから第二点の同族会社の留保所得に対する課税、こんなものは廃止したかどうかというお話でございしますが、われわれ率直にこれはやはり存続すべきものであるというふうに考えております。ただこれはもちろん個人の事業所得者とのバランスの問題でありまして、ただ現在いろいろ問題になっておりますのは、公開会社に対して留保所得課税を現行のまま適用することはどんなものであろうかという点は、これは一つ検討問題ではなからうか、公開会社に対して、なるほど公開をしたからといって、われわれは現在留保所得課税をやっておりますが、それだからといって支配力が及ばないということではないんだ、やはり一定の比率があれば支配が及ぶというところについてお話ししますが、実際の機能が、そういう抽象論でなくて、実際の機能として果たして少数の株主が自分の任意に留保割合、配当割合をきめ得るかどううか、ここが一つの検討問題というふうに考えておるわけでございます。

三番目の専従者控除の金額の問題でございますが、これは御案内のように、青色申告の専従者控除につきましては、二つの角度から見ておるわけでございます。一つは何と申しまして、法人の親族に対する普通の給与はどれくらいしておるかというところを見ておるわけでありまして、現在配偶者あるいは配偶者のない親族に対する給与の金額を見ますと、年額十四万程度が大抵平均のように思われますが、これに對しまして、青色申告が最高十二万というあたりを押えておるわけでありまして、このバランスは、最近の統計をもつてしましてもそうくずれておりません。ただその絶対水準がどうかというところになります。これは結局最後は全般的賃金水準に影響されたいと思っておりますが、その辺の推移を見ながら検討する必要があります、こういうふうに考えております。

必要がある、こういうふうに考えております。

○藤井委員 重要産業用特別償却対象合理化の機械設備については、固定資産税の点において、中小企業関係のいわゆる合理化上の機械設備に対する特別償却とちよつと均衡が保てておられない。国税においては同じように行なわれておりますけれども、地方税においては軽減措置がとられておりません。詳しく申しますと、御承知の企業合理化促進法に基づいて、重要産業用特別償却対象合理化機械の設備については、国は特別な配慮をされておる。ところが中小企業用の特別償却対象合理化機械設備に対しては、固定資産税において、いわゆる大企業が設備するような機械に対してとっておるような措置が、何ら行なわれておらない。こういう片手落ちがあります。この点一つ今後の方針、お考えを承りたいと思つております。

○村山政府委員 今、国の特別措置の減収に伴う地方税の減収の欄を見てみますと、今度の分、中小企業設備に対する増し償却、この分は、地方税でも減収額を乗けておりますから、おそらく乗つかるつもりだろうと思つております。

それから初年度三分の一の分につきましては、これはちよつと内容はわかりませんが、地方税の国の特別措置に伴う減収額のところは、合理化機械等の特別償却といたしまして、三十八年度四十億計上してございしますが、これが一般の分だけであるか、中小の分は含んでいないのかどうか、この表ではちよつとわかりませんが、今もしそうということがありますれば、さらに検討して参りたいというふうに考えております。

○藤井委員 自由化に伴う国内産業、分けても中小規模の事業に対して、税制上どのような配慮を三十八年度されておりますか。今後されようとするか。これが第一点。

第二番目は、今度は輸出振興に関する租税上の配慮として、このたび輸出所得控除制度と増し償却制度とを昭和三十三年年度まで延期するという措置がとられておるわけでございますが、これがガットとの関係で三十九年度に相なればそういつた租税の特別措置ができないのではないかという懸念がいたすのであります。それから後の国内輸出振興策のために税制上どのような方向で措置すべきであるか、その点についての局長の御見解を承りたいと思つております。

○村山政府委員 三十八年度租税特別措置のうち輸出振興関係の減収額は二百三十五億程度でございます。これが今おっしゃつたように三十九年三月以降はとれなくなる。ガットの関係その他でもそうでございます。各国に今まで公約しておりますので、今度とれなくなつております。その後どうするかという問題でございますが、いすれにいたしましても、端的な輸出振興策を税制上講ずることはできないと思つております。むしろ輸出力増進のために、いわば企業の体質改善としての方向で今後考えざるを得ない問題ではないか。そういうことになりまして、いわば一般税制の改正の問題と、今度は輸出力増進のための特別措置というものを、どいうふうにコンバインしていくかという点、来年度以降問題になつてくると思つております。今後の税制調査会における最大の課題の一つだ、こう思つて目下内々検討しておる、こういう段階でございます。具体策はまだ全然立っておりませんが、方向といたしまして、端的な輸出振興策というものはとれないであらうというところは明らかであります。むしろ輸出力の増進という方向に、基本税制も含めて、あわせて検討するといふ大づかみの方向ではないか、かように考えておるわけでございます。

○藤井委員 法人税に関連してもう一言お尋ねをいたしたいと思つておりますが、医療法人の課税問題であります。医療法人の設立された当時のいきさつ、こういう関係方面からも話を聞き、当時の速記録も読んでみたわけでございます。まして、いろいろ問題があつた、大蔵省当局と厚生省当局とはさきりした意見の一致を見なかつたといふふうな推測が私はできるわけでございます。そのようないろいろな事情はさておきまして、一応常識的に考えまして、いわゆる医療法人となつた以上は利益配当を禁止しておるわけでございます。その配当禁止を受けておる。そうして収益はすべて医療の用に供さなければならぬ医療法人が、営利を目的とする株式会社と同じような税率に相なつておるといふことは一体いかになるものであらう。特に進学校法人、和洋裁であるとか、ダンスの学校、料理の学校、こういった学校においてさえ、進学校法人の適用を受けて、百分の二十八という税率になつておるにかかわらず、医療法人は百分の三十三になつておる。こういうこと

はまことに不合理ではないかというふうには私は思うのでありまして、この点は一ツ公務次官から御感想を伺い、公務次官としての御見解を承りたいと思うのであります。

○原田政府委員 今御指摘の医療法人の問題でございますが、これは私も今御指摘のような問題点があると考えております。これに対してどうするかということでございますが、今、後段に述べられました各種学校等の問題につきましても、一つの基準というものがあつて、その基準というものに資格があるか、合格してあるかという問題があると思ひます。何でもかんでも学校だとして、それに対するところの税の問題を安くしろ、こういうような問題、医療法人におきましても確かに医療という問題に對しましては特別な考慮をしなければならぬ業務でございますけれども、それでどのようなのでも同じように扱つてよいかというやうな問題点があるかと思ひます。これらの点をよく検討いたしまして、この医療法人の課税の問題というのをもう一度よく検討しなければならぬんじゃないか、こういうふうに考えております。

○村山政府委員 従来の経緯を申し上げます。

御案内のように、所得課税でございますと、原則といたしまして所得があるところに課税するという建前でございます。ただ、公益法人につきましましては、従来非課税であつた関係もございます。特にまた公益事業にかりに収益事業がありましても、その大部分は公益事業に使うことのため、公益法人については二十八という

軽減税率を使つておるのは御案内の通りでございます。そこで医療法人につきましては、なるほど配当禁止の問題はございまして、その法人の性格そのものは公益法人ではない。ここに所得税の税率の限界を求めておるわけでございまして、従ひまして、その意味で、公益法人と同じ税率であることは無理であるということでございます。

ちょうど個人におきまして、個人のものについても同様の考えを持つておるわけでありまして、ただ、これが営利であるかどうかという点は、これは事業税体系においては、御案内の通り、税率に差別をしてございまして、現行でもその差別はしてあるということでございまして、ただ、今おっしゃつた権衡論といたしまして、いろいろな、主として技芸を教ふる学校、これも公益法人ないし準公益法人でございますので、おっしゃる通り、現行法では税率は二十八でございます。これがどうか、それとのバランスがどんなものであろうかという点は、われわれも検討しなければならぬのではないかと、いふに考えておりますが、むしろわれわれは端的に申しますと、医療法人の税率を三十八を二十八にするのではなくて、今の技芸法人の方がなるほど民法で公益法人等になり得るという建前をとつておる関係で、税法でもやはりそういう形をとつておりますが、租税の実質主義からいつてはたしてどんなものであろうかというふうに考えるわけでございます。実際を見ますと、はたして公益と言ひ得る、あるいは税において税率を安くしなければならぬほど、それほど公益性の強いものであろうかどうか、租税の実質主義はその点

に着目して検討すべきではないか、個人的な見解としては、現在のところさうに思つております。

○藤井委員 時間が昼を相当過ぎておりますので、私はこれで最後の質問にいたしたいと思つておりますが、局長から今お話しになりましたので、なるほど取り立てる方の側のブレンである立場からいへば、今のような私見を申し述べられるのもまたいたし方ないというふうに立場上の理解をするわけでございますけれども、私はここで医療法人に關連し、今あまりにも医療というものを對する考え方が、取り立てる方の側からも一律に整理されてしまつておる。この点は、政治的な判断から現状に即するやうな手配をされる必要がある。その意味において公務次官から、以下私の意見を申し上げて御答弁をお願いしたいと思います。

開き直つてお話を申し上げるわけはございませぬけれども、この民主政治というものの基本は、申し上げるまでもなくやはり人間、人格の尊重というところでなければならぬ。その人間、人格の根柢をなすものは人間の生命でありますから、人間の生命を大切にすること、この配慮が民主政治の最初であり最後でなければならぬ。医療行政の重大性がここにクロース・アップしてくると思つております。そういう面から、医療法人というものの、戦後医療の公共性を考え、そして同時に医療の継続性を考えて設けられた組織でありまして、これをただ、いわゆる収入面ということからのみ律せられるというところはまことに短見である、このように考えざるを得ないのであります。いろいろこの問題については私は別途

日を改めて御質問したいと思つておりますが、一つ端的な例を申し上げて、特にこの法人税のみならず、医者全体の税制のあり方、特に相続税を中心とした問題については抜本的に今度は一ツお考えをお願いしたい。

なるほど戦後の政治思想はいわゆる個人主義の政治思想であつて、世襲財産というものは認めない、世襲財産は昔のような配慮はしないで、人間は生まれたら平等のスタートで、親の資産でばかむすも業をするという格好はとらない、この趣旨はよくわかるわけでございます。しかしながら、医療の場合は、そこでお医者さんの開業をして、そのことが結局その地域住民の生命を守り、健康を保持する拠点になつておるわけでございますから、この医療の継続性というものは、たとひ私的機関であっても配慮するべきではないか。一律に税制上取り扱う筋合いのものではない、このように絶えず考へておるわけでございますが、特に昨今、土地の価格がべらぼうに高騰する。たまたま足場のいいところにお医者さんがあつて、そのこと自体が、受ける方の側からいへば便利であります。それが一たび相続するといふ場合は、土地である固定資産に対する評価というものが、そのときの価格で算定されるために、相続税を納めるためにお医者さんがやめなければならぬということがあつて、こちらに出ていることは御案内の通りであります。場合によつては、やめるのももつたないといふので、ずつとへんびなところにつつ越す、あるいはまた半分になければならぬ、こういうやうな例がございまして、やはり人間の生命を預かつておるといふ

面においてはきつめて公共性の高い機関に對する租税の配慮というものが同じやうななされ方をしているといふことは、一べん白紙に返して検討をすべきではないか。特に私は、いろいろな面から話を聞きます、多少資料も手元に取寄せてみたわけでございますが、平均二十五年度の医療を通じて、いわゆる設備の近代化とかあるいはまたいろいろ追加資本を必要とする、こういったことに対して何ら手当てができません。技術革新をやつて大いに医療の設備の近代化をやつたお医者さんというやうなものが、相続税その他の場合においてはごっそり取られてしまつて、そういうことはもうそのまゝにして、いわゆる鳴かず飛ばずでやつていく。こういったことでは、医療を将来国営にしてしまふ、こういう考え方が前提に立つたならば別でありますけれども、私的医療機関の存在を認めて以上は、現在のような税制においてはなま殺しといふか、締め殺しの状態になつておるといふざるを得ないのであります。こゝういふ点に對して、一

つ三十九年度においては一べんすなおな考え方から、白紙に立つて検討し直す必要があるんじゃないかといふやうに思つております。いろいろ細かいことを申し上げることは省略いたしますけれども、一般的な話を申し上げます。政務次官の御見解を承りたいと思つております。

○原田政府委員 御指摘の問題につきましては、三十九年度に一つ考へてみたかどうかということでございます。これは白紙に戻して云々というお話がございましたが、一応これは検討すべき問題であらうと考えておりま

す。もちろん、医療という問題は大事なことでございまして、これに対するところの考え方というものは、政府の方でも十分いたしてきておるのでありますけれども、医療法人ができたときに、法人にすれば税金が助かるというようなことで、何でもかんでも法人に切りかえたというような点もあるんじゃないかというようなことも考えられます。先ほど申しましたように、だれが見てもこれはもう公益法人としてとりっぱなものである、こういうことであれば、やはり個人のお医者さんもあるのでありますから、いろいろな問題点もあるかと思えます。で、十分検討をいたしたいと存じます。

○藤井委員　今の御答弁で、私も一つそれを期待したいと思うのです。

最後に、念のために申し添えておきたいと思うのでありますが、先ほども触れましたように、医療というものの公共性、この点についてはだれしも異存がないと思うのでありまして、これは公的医療機関であろうと私的医療機関であろうと、営利を目的としてはならないということがはっきりと法文上も出ておるわけでございます。同時にまた、最近御承知のように健康保険組合、国民健康保険組合法、こういった規制によって、私的医療機関といえどもその収入の大部分はいわゆるマル公公金でございます、しかるにいろいろ税制上から取り扱われるやり方というものは、他の野放しの収入の得られるような企業と同じような把握の仕方をしておる。先ほど申しました相続税あたりは、ほとんど大半がマル公の収入であるにかかわらず、それとは無関係に、この暴騰する周囲の地価を前提とし

て、相続税の、固定資産税の評価をして
おる。このためにつづれるお医者がある。
これは一体、だれがそれでは最後
には迷惑を受けるか。ただ一律に、い
わゆる個人の財産というものは世襲的
な考え方は排除しなければならぬ、
こういう考え方を一律に押し、医療
の公共性、同時にそれが継続すること
によって、大衆医療の完璧を期せられ
るというこの配慮が片手落ちになつて
おる。こういう点をつつとく御配慮
いただいて——なるほど、大蔵、主税局
においては税制体系ということをよく
言われることは、銀行局が金融体系を
言われると同じであります。なるほど、
基本的な体系というものをわれわれは
抹殺してはいけませんけれども、そこ
に現状に沿うた、昔とは違った、時代
が移り変わってきておる事実に対し
て、それに即応する配慮をすること
が、私は政党政治のあり方でなければ
ならぬと思うのでございますので、一
つきようは、今政務次官から御答弁の
ありましたのは、医療法人ということ
に限っての御答弁でありましたけれど
も、医療全般について一つ御配慮を願
いたいことを重ねてお願いをいたしま
して、質問を終わりたいと思うのであ
ります。

○日井委員長 有馬輝武君。

○有馬(輝)委員　今の藤井委員の質問に對しまして、先ほど主税局長の御答弁がありまして、その中で少し、私税制についてわからないものですから、不分明な点がありましたので、午後の再開の際に一つ資料としてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それを申し上げますと、税制調査会

の今度の答申の内容と経過の説明の中に「租税特別措置及びその減収額一覽」というものがありますが、この各項目別に、大体一千万円をめどとしてその減収額を振り分けていて、一千万円以上と一千万円以下、といますのは、先ほど租税特別措置法は、これは大法人のみにあはれるのではなくて、すべての法人に対してその恩恵が及ぶようになつておるものだという御答弁があつたようです。確かに税制上はそんなつておるかもしれませんが、私たちがここで論議をしなければならぬのはその実態だと思ふわけです。そういう意味で一千万円に区切りまして、

以上と以下でこの減収額がどの程度になるのか、これを資料として出していきたい。それから三十八年三月三十一日までで切れるべきはずであったものが延長になる。それで三十八年三月三十一日でこの措置が切れた場合には、どの程度の減収になるのか。これもあわせて出していきたい。この二点を、時間があまりありませんので、あるいは無理な注文かもしれませんが、いけれども、大まかな点でけっこうでございいますから出していただきたいと思ひます。

○村山政府委員　今中小の区分を資本金一千万と言われますと、多分資料はないと思います。前に調べましたので、一億という話で調査したものは過去にあると思いますので、そういう数字であれば出るかと思います。一千万ということありますと、また後日新しく推計を持たなければならぬと思いますので、とりあえずできたものでお出したいと思います。

○臼井委員長 午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後二時三十七分開議
○曰井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。通告がありますので、これを許します。佐藤観次郎君。

○佐藤(観)委員　村山主税局長にお尋ねいたしますが、今度の租税特別措置法の中で、税制調査会の答申の分をどういうふうな内容でお取り入れになったか、まずそれを伺っておきたいと思ひます。

○村山政府委員 税制調査会の答申のあるもののうち今度の政府提案で出しておられますのは、一つは譲渡所得の課税の特例でございます。

これは事項でいいますと大体三つくらいございますが、一つは特定公共事業に対して収用があった場合に、現在では個人、法人ともに基本税法に對しましてその所得を半分に對して課税するという現行法でございますが、これに加えて、所得七百万円までは基礎控除いたしまして残りの分を課税する、これが第一点でございます。

第二点は、これはやや小さい問題でございしますが、中小企業基本法に伴いまして中小企業近代化促進法、あるいはまだ出しておりませんが、特定産業の振興に関する法律が出て参ると思いますが、この場合、国策といいたしましてそれらの企業間で合併が行なわれるわけです。その場合に、おのづから清算所得が出る場合がございしますが、その清算所得のうち評価益から

なる分につきましては、合併の際には課税をしないで将来に繰り延べていこう、こういう問題、いわば譲渡所得の課税を将来に繰り延べるといふ事項でございます。

第三点といたしましては、税制調査会の答申ではそれほど具体的には言っておりません、ただ現在の譲渡所得に関する課税の規定は非常に難解であり、むずかしいから思い切って整理をやる、その際、今後、現段階におけるいろいろな企業資本の充実という方向とあわせながら、また課税の公平をとりながら、その辺思い切って整理したかどうか、そういう答申がなされておられるわけでございますが、これに基づき

まして政府が提案いたしましたしておりますのは、今後三年間を限りまして法人、個人ともに事業用資産を売却いたしましたして、その売却代金と同じく事業用資産を買いまして、それを現に事業用の供した場合には、その譲渡の際には課税をいたしません。これまた課税の繰り延べ、圧縮記帳という方法によって課税をするというやり方でございます。これが譲渡所得に關して特例として出しておる点でございます。

それから第二点として、同じくもうすでに申しましたが、そのうち合併の

場合の清算所得でございますが、その課税特例の問題。

それから第三点といたしましては、中小企業の償却につきまして割増償却制度を設ける。これは実は答申の段階ではまだ固まっておりますので、こういう方向でやるつもりでございますというところで、口頭で了解を得ておるものでございます。ですから、答申そのものでは出ておりません。おりませ

んが、調査会の承認を得たものと心得ておるわけでございます。政府案が固まりましてから、一月に入つての調査会でもそのことを申し述べまして了解を得ております。内容は、中小法人につきまして特定の産業、これはいずれ中小企業近代化促進法で業種指定があると思ひますが、そういうものにつきましては指定後五年間を限りまして、普通償却に加えて三分の一の特別償却をする、こういう制度でございます。

それからまだこまかい問題でいいますと、農業生産法人に対して現物出資した場合の徴収の特例の問題、それから森林組合が林道を買った場合における登録税の問題、それから登録税関係で、そのほかに中小企業近代化促進法の関係、あるいは海運事業の整理に伴ひまして、今度は合併してやる場合の登録税の減免の規定、こういったものがございします。

以上申し上げたようなことが大體税制調査会で答申せられたもののうち政府が今度提案しておるものでございします。

○佐藤(観)委員 今の中小企業の問題であります。今中小企業法案は、政府からも出ておりますし、社会党からも出ておる。まだ法案が通っておりませんが、もし通らぬ場合はどうしようがあるのか、関係はないのか、どうなつておりますか。

○村山政府委員 これは、最終的に通らぬということになりますと、それだけが死文になるわけでございますが、従来この点は法制局にも見解をただしておるわけでありますが、あとで通りました場合には、通つたときにさかの

ぼつて追完されるので、その点は、もしおくれでも通りますれば、さかのぼつて適用になるから、心配は要らぬ、かように考えておるわけであります。

○佐藤(観)委員 それからこの措置法の中で問題になっておる酒の税金の問題です。これはちょっと今説明を聞いたばかりでございますが、これと関連があるかどうか知りませんが、この間池田首相にもいろいろお尋ねしたのですが、酒の税金が高過ぎるという声がある程度まで下げた方がもっと税金がよけい納まるんじゃないかというふうな、こういった観点でいろいろの意見が言われるわけですが、あなたはそれの専門家ですから、今の現状のままの方がどれほど税金がよけいとれるのか、それとも下げてよけいといった方がいいのかという、こういう点をわかりやすく説明をしていただきたいと思ひます。あなたの考えで、どの程度ならば、酒の税金が国家としてはよけいとれるかという程度ですね。これは非常にむずかしい問題ですが、今の場合にはいろいろなさういふ問題がありまして、清酒を下げれば、しょうちゅうとかそのほかの合成酒にも影響があると思ふのですが、その点の、国家の税金をとるという意味で、どのような方法が一番合理的であるかということ、あなたの専門的な立場から説明をしていただきたいと思います。

○村山政府委員 今の酒類に対する税負担が高いか安いという問題は別にいたしまして、下げた場合に現在の税金に比べてどうなるかということでございます。従来経験でいいますと、下げた場合には、下げただけは減収になりませんが、何ほどの減収を来たすということだけははっきりしておるわけでございます。と申しますのは、今までの計算をいたしますと、税金並びに原価、あるいは生産者、販売者の利潤を含みまして、消費者は酒に對する一種の消費資金が現在きまつております。減税した場合にその消費資金がふえるかどうかという問題でございますが、若干減りぎみでございます。ただその場合に、かりに消費資金が一定だといつたとしても、結局どうなるかといひますと、その減税の分はそれだけ数量がふえても、やはり税金は減るわけでございまして、税金が減つた分だけは、それだけマージンにいくということでございます。数量はふえます。飲む方の人も、若干数量はふえる。それから、数量がふえるだけに、生産者、販売者の方にそれだけマージンがよけい回ります。しかし税金の方は、消費資金が一定であつたとすれば、やはりそれだけ減収になる、こういうことだらうと思ひます。

と、下げた場合には、下げただけは減収になりませんが、何ほどの減収を来たすということだけははっきりしておるわけでございます。と申しますのは、今までの計算をいたしますと、税金並びに原価、あるいは生産者、販売者の利潤を含みまして、消費者は酒に對する一種の消費資金が現在きまつております。減税した場合にその消費資金がふえるかどうかという問題でございますが、若干減りぎみでございます。ただその場合に、かりに消費資金が一定だといつたとしても、結局どうなるかといひますと、その減税の分はそれだけ数量がふえても、やはり税金は減るわけでございまして、税金が減つた分だけは、それだけマージンにいくということでございます。数量はふえます。飲む方の人も、若干数量はふえる。それから、数量がふえるだけに、生産者、販売者の方にそれだけマージンがよけい回ります。しかし税金の方は、消費資金が一定であつたとすれば、やはりそれだけ減収になる、こういうことだらうと思ひます。

○佐藤(観)委員 酒に関連してビールの問題がいろいろ問題にされて、朝日と日本の合併問題があるのですが、これは具体的にどうかかわりませう。同時に、朝日と日本麦酒の方の合併問題があるということは、私もビールは左うちわのように考えておりましたけれども、なかなか容易にそうはいかない。そこで、その大きな原因は山本君あたりに聞くと、やはりビールは税金が高過ぎるのだ。この前谷川さんは、何か六十一円五十銭くらいならば安過ぎるという話をしておられまし

たが、このビールの問題も、あなたの方では収入が減るから下げないのか。やはり限度としては外国に比べてビールの税金が高過ぎる様に考えておられますが、その点はどういうふうに考えておりますか。これも伺つておきたいと思ひます。

○村山政府委員 單純に國際的の比較をもつてすれば、もちろんビールの税金は世界一高い。五六%くらいでございます。ビールは無税のところもございします。八%程度のところもございします。いずれにしても、これだけの高率の税金をとつておるところはないといふことは事實でございます。ただ、それからその五〇%何%に示されているかどうか、それだけ實際的に高いのかどうかということになりますと、これはなかなかむずかしい判断の問題があるだらうと思ふのでございします。概して、この國の税金を見ましても、在來酒は安いといふのは共通しているようでございします。たとえばブドウ酒を昔から飲んでゐるところはブドウ酒が安いとか、こういう傾向は一般的にあるようでございします。これまた、日本の場合は、ビールはどつちかといひますと割と新しい外來のものといふことで、そもそもスタートからかなり高かつたのではないかと。そういうことがありまして、それがまた因となり果となつて、高い税金なるがゆゑに高い小売価格だ、それだから、割とまた担税力のあつた人しか飲めない、こういう事實もありまして、ビールは非常にたくさん飲まれておるけれども、低い購買力の人にはあまり飲まれていないという事實です。それから、その辺の読みが非常にむず

かしいわけでありまして、いずれにいたしましても、ビールの税金が世界各國と比べて非常に高い。それから、ビールの税抜き価格はおよそ世界で最も安いものである。同じビールの単価あたりの税抜き価格は、安いものの一つであらうと考えるわけでありまして、今後機会があれば、ビールに限りませんが、酒につきましても、全般として考えるべき節があるのではないかと。ただそれだから今、直・間の比率がどうだとか、あるいは税の盛り方をどういふふうにするのが最も経済的であるかといふような問題がございします。で、今の所得税とか法人税がこの段階で、酒を単独に、それが高いという理由で下げるということについてはなお検討を要するのじゃないかという認識を持っております。

○佐藤(観)委員 在來酒の問題が出てきまして、たとえばイギリスのウイスキーとかドイッのビール、それからフウンスのブドウ酒などというものの標準はどのくらいになつておりますか。日本の酒と比較して、概略の説明でけっこうでございますから伺ひたいと思ひます。

○村山政府委員 小売価格に対する負担率で申し上げますと、ビールは日本が五二・三%でございます。アメリカは一〇%、イギリスが二九%、西ドイッが八・七%、フランスは税金をかけておりません。イタリアは二一・四%くらいでございます。ウイスキーで言いますと、日本が、これはサントリーの角びんの場合でございしますが、五〇・七%、アメリカが三五・九%、イギリスが六五・七%、西ドイッが二七・五%。ブランデーが、日本の場合は大黒ブラ

ンデーでありますが、四八・七%、アメリカが三九・四%、イギリスが五三・五、西ドイツ一七・七、フランス一三・七、ついでブドウ酒を申し上げておきますと、日本の場合はヘルメスをとっておりませんが三・五%、アメリカが二・六%、イギリス、これはシエリーの特選の銘柄でございますが、八・三%、フランスは四・一%、イタリアが七・五%、その程度でございます。日本酒で申し上げますと、二級酒が、これは基準価格ではじまして三五・一%、全体の課徴平均ではたしか四三%くらいになっておると思います。

○佐藤(觀)委員 そういふような御説明で理解ができますが、酒税の問題について、ビールも酒もそうあります。が、このままで推移していけばだんだん増収になっていくのであります。が、一体再検討を要するような問題はあつかないのか。あなたは専門家ですから、いろいろ長い経験を持っておられますが、そういう点について、あなたの考えとしてはこのままで推移して、いけばいいというやうな安易な考えでやっておられるのか、このままでは工合が悪いというやうな難点があるのかないのか、この一点も伺っておきたいと思ひます。

○村山政府委員 率直に申しまして、昨年から——平年度三百九十億くらい酒の減税、酒税について懸案を——一応でございますが回答を出したわけでございます。そういう意味がありまして、一般的に酒税をまた大幅に下げなければならぬというやうな認識を現段階では持っておりません。ただ将来の問題として、御案内の通り酒類の

変遷が非常に消長があるわけでございまして。一つは税の問題もありまして、将来の価格のあり方、あるいは免許のあり方というものと密接に関連して、やはり場合によりまして税の問題もその一環をになわなくならぬ場合があるかないかというやうな点を心配してゐるわけであります。

○佐藤(觀)委員 もう一点伺つておきたいのですが、酒やビールなどというものはぜいたくなものだといふ考えで対処されておられるのか。必需品じゃございませんけれども、日本人の生活から言へばさほどぜいたくと思われないうな状態になっておりますが、こういう観点はどういふやうに標準を置いておられますか。この点もお伺ひしたいと思ひます。

○村山政府委員 酒がぜいたく品だとは申し上げませんが、全体としてやはり嗜好品であるといふことには間違いないだらうと思ひます。そういう意味で、たばこの益金率、それから酒税の税率といふやうなものはやはりある程度にらんでいく必要がありはしないか。日本の間接税体系を見たときに、ほかの国に比べて酒とたばこにウエイトがかつておるといふことは事実でございます。それならば、その分をほかの国は何でやつてゐるかと申すと、結局所得税なりあるいは売上税に持たしてゐるというのが大部分でございます。ラテン系統ではほとんど売上税に持たしてゐるわけでございます。英米系統では所得税に持たしてゐるわけでございます。ですから、かわり財源として税体系上どこに求め得るかという問題になりますと、今言つたやうに酒の税金を単純に下げていいという問題じゃなからう

と思ひます。ただ先ほど、全般として酒は嗜好品だと申し上げましたが、特定のもののについては、嗜好品のうちでもかなり高級なものはあると思つております。その分につきましては現在従価税率を適用してゐる、こういうやうな次第でございます。

○佐藤(觀)委員 酒やビールの税金は、かかり過ぎるという感じは持つておられますか。

○村山政府委員 率直に申しまして、諸外国に比べて表面的には高いといふことが言えますが、所得税とかほかの税金に比べて、日本の租税体系上、今のものは重過ぎるという考えは持つておりません。

○佐藤(觀)委員 酒のことはそのくらいにしまして、その次に、先日参考人をお呼んだときに、全銀の代表の方から利子所得の問題のいろいろの意見が出まして、そこで貯蓄増進のために税金を非常に安くしろ、これは銀行家として当然の立場であります。これも私は銀行家ではありませんが、これも全部まともとは考えておりませんけれども、貯蓄増進という問題と利子の税金の問題、それからもう一つは、大蔵委員会では二、三年前に問題になったのでありますが、私は郵便貯金の利息を少し銀行より上げるやうな方法を考へた方がいいのではないかと、これが貯蓄の増進になるという考えを持つております。この二点について、村山さんどう考へておられますか、伺つておきたい。

○村山政府委員 郵便貯金の利率の引き上げの問題は所管外でございます。私、私また個人的にも知識がございませんので申し上げかねますが、今度の

預金課税に対するやり方が貯蓄奨励にだけ役立つかと申しますと、私の個人的な見解として端的に申しますと、やはり物価の安定が第一である、あるいは個人の可処分所得をふやすといふことが大きな要因ではないかと考へておりますが、それと同時に預金の機密性という問題、これはかなり重要な要因ではないか。それからやはり負担が軽いといふこと、これは何ほどかは行くのではなからうかといふ感じはいたします。大体今言つたくらい順序で個人としては考へてゐるわけでございます。そういう意味で言いますと、一〇を五に下げるといふこと自身は負担が軽くなりますので、どうも数字では申し上げかねますが、幾らかはやはり環境づくりにいふ意味で意義があるのじゃないか。それから預金の機密性という問題から言いますと、利率を下げたといふことよりも、むしろ従来利用が多かつた国民貯蓄組合を少額貯蓄にすることに、われわれも税体系上も意義を見出してゐるわけでありまして、これもいわば税務署がそこを探索せば必ず違反があるといふ意味で監査をしてゐた。それが結果的に脱税の意味で預金の機密性を侵してゐたり、銀行がそのために非常にトラブルが起きてきた。これはおそらく最終的にそういうおそれがなくなるであらう。これは預金者の心理から言ひまして、また銀行の手数から言ひまして、非常に違つてくるのじゃないか。これは直接には、納税者から言ひますと、若干増収要因でございますが、マイナスのやうでございますが、心理的に考へてみますと、非常にプラスになるの

ではないか。税体系としては、もちろん従来この国民貯蓄組合の乱用によりまして、高額所得者が非常に多くの分散をしてゐた。この点が改められる点に一番大きな意義を見出してゐるわけでございます。

○佐藤(觀)委員 それと関連して証券の所得に対する減税の問題が、出まして、これは小池さんもこでゐる。陳述されておりましたが、あれくらいパーセンテージの値下げではかえつて二重課税になって迷惑だといふやうな意味の陳述がございました。この点についてゐるゐるあなた方も証券の安全性といふやうなことを今考へてゐる、こういう案を考へられたと思われませんが、その点のいきさつを私たちに納税のいくやうに少し御説明を願ひたいと思ひます。

○村山政府委員 今度配当に關して改正いたしました点は、源泉徴収税率の一〇%を五%に下げるといふ一点でございます。それは結局利子に対して分離課法をやつてゐるもので五%であるときに、本来前取りである配当について五%以上にする理由がないわけでございます。本来は前取りでございます。で、総理も言うやうに、本来からいへば増減税とは關係ない問題だ、それから特に減収にも關係のないはずだ、こういうわけでございまして、が、實際は減収が立つことは再々御説明した通りで、平年度で八十八億、そのうち十八億くらいは後年度すれでございますが、いづれにしても平年度八十八億、初年度七十六億くらいの減収が立つわけでございます。中身は、結局現在投資信託といふものがほとんど総合できておられますので、事実上

は分離課税と同じでございます。これが一〇が五に下がるという事は、事実上それだけ減収になるわけでございます。それからもう一つは、支払い調書の提出限度以下の人につきましては、これは所得税法上はやはり納税義務のある者というわけでございます。ただ支払い調書の提出義務者の方を義務を免除してあるわけでございまして、税法上は納税義務のある者というわけですが、そのうち申告してこない人たちがございまして、源泉徴収の一〇％だけが働いて、この人たちに五％になることは、それだけの減収になる。それから納税義務がない人たちの間で若干取り過ぎになっているという部分は考えられるわけでございます。というものは、給与所得者で、その他の所得が五万円以下でございまして、これは初めから申告納税義務がないわけでございます。しかし源泉徴収ではこの人たちが清算の段階で還付申請してきませんと、そのまま取り切りになるわけでございまして、そういう人たちが相当ある程度は含まれているであろう。そういうものを突っ込みで、平年度八十八億、初年度七十六億の減収が立つというところでございます。従いまして、この源泉徴収の税率を下げるということ自体は、利子とのバランス上、私は当然なことだと思います。

しては、いろいろな議論があり得ると思うわけでございます。と申しますのは、日本の今のいわば配当控除なりあるいは配当金不納入というの、税制上二重課税を完全に排除すべきだという立場でやっていると、もういふにわれわれは考えておりません。もしそうであるとするならば、同じような意味において株式に対しての譲渡所得に課税をしろという論理に、シャウプが言っている通り当然なるわけでありまして、それからまた、特に法人が解散した場合の清算所得を源泉だけの一律税率で取るという事は許されぬはずでございます。また論理としては、非同族会社に対しても、留保課税しなければおかしいという理屈になるだろうと思ひます。シャウプがこの二重課税を排除したときには、いずれもこれらの問題はその通りやっておいたわけであります。その後日本の税制は相次いでそれらの一本々々をはずして参りまして、今日あるものは配当所得の益金不納入、個人の場合の配当控除だけが残っておりまして、二重課税を完全に排除すべきだという税制の潔癖論に立つて現在の税制を行なっているという前提すれば、それは参考人の言つたようなこともそのままだてはまるだろうと思ひます。われわれはそういうふうな考えをしております。ただこの問題は、一体どういうふうに考えるべきか、あるいは今後どう持っていくべきかという問題は、今後税制調査会でも慎重に検討していきたい、かように考えております。

〇佐藤(観)委員 この五％の減税で株価に相当影響するものがある、影響しないものだという判断をどういうふうな根拠でおられるわけですか。これについて伺いたいと思ひます。

〇村山政府委員 まあそう大したことではないが、やはり好材料には違ひないと思ひます。というのは、現に平年度八十八億の減収が立っているという。逆に持っている人からいへば、それだけ税引の配当がふえるということ。それから先取りかあと取りかという資金繰りの関係が違います。ですから五％下げますと、それだけその分はあと取りになるわけでございまして、それだけ資金繰りは楽になる、こういう意味でそれだけ株価に響くかはわかりませんが、好材料には違ひないと思ひます。

〇佐藤(観)委員 それから私たち租税の公平という立場で、租税特別措置法を考へますと、どうも不公平なところがあるように考えられるのでありまして、これは改正があるまで全文を一々読んでおられませんけれども、どうも租税特別措置法の判断の中に多少不公平の点があるのではないかと。ある場合にはわれわれとしてはよいやり方というふうな判断する点も多少ありますけれども、いずれにしても、租税特別措置法という法律は、どうも大きなものを与えて、それがあつたために非常に不公平だという感じがいろいろ持つのであります。村山さんはどんなふうにお考えになっておられるのか。あなたは法律をつくる方ではなく、実際にやられる方でございますから、そうは思つておられぬかもしれませんが、この一点について非常にいろいろ問題になるのであります。租税特別措置法の存

置問題についてどのようにお考えになつておられるか、この点を伺つておきたいと思ひます。

〇村山政府委員 租税特別措置法の内容によりますが、結果的に見まして、その負担の軽減が業種により、あるいは所得の大小という範疇でもよろしゅうございまして、それから資本階級でもよろしゅうございまして、その影響度が違ふという事実は全くその通りだと思ひます。ただ租税特別措置を起す場合に、どういふ人に恩典を与えるという見込みでやっておるわけじゃ決してないわけでございまして、そのことが日本の経済全体として必要だといふものにしほつて、その限度でやっておるわけでございまして、そういう意味からいいますと、現在もそうでございますが、将来の考え方は、その効果というものと、その程度というものを同時に考へていくということがいふまでも必要じゃないかと思つておるわけでございまして。現在三十八年度は千九百九十八億の減収になつておるのであります。三十一年度以来整理しました額は二千二百億くらいになつております。もしあれを整理しないとするならば、今日四千億くらいの減収になつておるはずでございますが、大体半分くらいは整理しているわけでございまして、それだからと見てわれわれは現状はこれで、その面から見て十分であるといふふうには考へておりません。絶えず再検討する必要があるというところでございまして。ただそのときにも一つわれわれは頭を切りかえて考へなければならぬことは、現在租税特別措置のうち、本来これは基本税法において損金性を持つものが相当ありはし

五%にするという問題につきましては、これは政策効果の読み方の問題だと思ひます。

それから、あとの特定公共事業の問題あるいは事業用資産の買いかえの問題、これが一番大きな問題であらうと思ひますが、何分にもそれは課税留保が大部分でございまして、特定公共事業は七百万円が最終免税でございまして、それ以外はほとんど課税留保の問題、しかし現在、大企業といわず中小企業といわず、一番困っておるのが買いかえの問題だらうと思ひわけでありまして、こういう際に限っている資本を活動してもらふというところは、公平とか不公平という問題を離れまして大企業なことではないか、減収もそれほど多くは生じない。かりに減収が生じても、これは初年度減収だけでございまして、後年度には取り返すわけでございます。そういう意味で、今度の特定公共事業それから事業用買いかえ資産については、現在の段階においては必要なものと思ひて提案しているわけでございます。

○佐藤(観)委員 もう一点。いろいろ議論はできるのですが、問題は、たとえば物品税のような悪税が残っている半面、租税特別措置で減免されるというところにもいろいろ問題が浮かんできているわけだ。何しろ大きな法律で、一朝一夕にどうこうということは言えませんが、私、この次の国会などでいろいろ問題にすることにいたします。私の質疑を終わります。

○日井委員長 有馬(輝)委員。

○有馬(輝)委員 私、二、三の問題について伺ひをいたしたいと思ひます。

その一つは、今度の租税及び印紙収入予算の説明の総説で、本年度の経済見通しにつきまして、その基礎となつておるのは一月十八日の閣議決定による経済見通しだということになっておりますが、最近、この見通しについて企画庁を中心としていろいろ検討が加えられておることは御承知の通りであります。私がここで伺ひをいたしたいと思ひますことは、一つの時点に限つて見通しを立てない限り、そのときどきの変動に応じて改定をしておつたのでは仕事にならないということも事実であります。しかし、重大なる変更が加えられた場合に、これは本年度に限らないと思ひわけでありまして、この見通しの問題について、税収との関連をどのように把握すべきなのか、この点について主税局長の見解を伺ひしておきたいと思ひます。

○村山政府委員 これはことしに限らず毎年あることとございまして、経済指標をいたしましては、毎年予算編成の際に閣議において見通された数字をもとにせざるを得ないわけでございます。その後指標がだんだん動いて参りまして、われわれもそのあとをフォローしておるわけでございます。今までのところ、どちらかといひますと、生産にいたしましては何にいたしまして、大体これが経済拡大の方向に動いておるわけでございます。そのときに歳入予算の見積もりがえをやるかどうかというところにつきましては、これはその必要の限度に止めてやっておるわけでございます。歳出予算の要請がございまして、その限度においてやっておるということでございます。もちろんその段階で国会等で、この歳

出予算とは関係なく、今年度の租税収入はどれくらいになる見込みかというような御質問がありました場合には、それぞれそのときの実績をもとにいたしましてお話し申し上げている、こういうこととでございます。

○有馬(輝)委員 次に、やはり同じところで個人消費の根強い伸びを期待しておられるわけでありまして、個人消費が伸びるということになりますと、事業所得あるいは勤労所得の伸びに期待せざるを得ないわけでありまして、けれども、たとえば勤労所得等につきましても、どのような情勢にあるか、その一〇%の基礎になつておる伸びというものが、はたしてその通り期待されるのかどうか、これは重大な問題だと思ひます。最近公労協の調停仲裁の問題が話題をさらつておりますけれども、調停に出された案は、御承知のように初任給六百万円アップだけに限るといふようなことで、公労協の調停に現われておりますように、これは私企業におきましても賃金上昇ということには非常に期待が薄いのではないか。にもかかわらず、一方では消費の大きな伸びを期待するということと、さらにかつて加えて物価は上昇していく、この二つの関連を大蔵省としてはどのように把握をしておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 三十八年度予算で、雇用で四・五%の伸び、給与で六%の伸びというふうな組方をしておりました。これは、従来の実績と来年度見通される諸指標からいたしまして、この程度はいけるのではないかというふうな考えでございまして、三十七年度は鉱工業

生産あるいは国民総生産でも三十八年度より伸びの少ないときでございまして、その実行見込みで雇用が五・七%、給与におきましては一〇・七%ぐらい見込まれるわけでございます。ただ実際問題として賃金の方が若干おくれがございまして、いつでも生産とか、あるいは売れ行きの方が先に進みまして、従来の傾向を見ておきますと賃金のズレがございまして、従いまして、実は三十七年度の実行見込みというものが、三十七年度の好景気のときの実際のしわ寄せがきておるというふうな考えられるわけでございます。その辺を見込みまして、われわれは雇用で四・五%、それから給与水準において六%と見ておるわけでございます。ちなみに、経済企画庁では、この四・五というものは四・六%、六というものは六・九%に見ております。ただ企画庁の方でございまして、全体の給与を見ております。われわれの方は主として課税給与を見ておりますので、日雇い労働者の方々あるいは家事使用人二人以下を使つておるところでは、これは課税対象になりません。この辺が一番、伸びていると言われまして、その辺を調整して、こ

としはこれくらい見ておるといふところでございます。

○有馬(輝)委員 今主税局長の言われるように、若干のおくれがあるわけですね。そして昨年度は、少なくとも当初において生産の伸びが相当期待された。しかし、今年の景気は御承知のような状態です。そのずれがちょうどくる時期なのですよ。その点はどうか。

○村山政府委員 その点から申しますと、全般の指標で言いますと、三十七

年度、これは見通しにかかるわけですが、三十七年から少なくとも今日までの実績はあるわけなのです。この点の生産あるいは企業の決算状況を見ておきますと、一番底ではなからうか、一つのボトムを描いておるのではなからうか。それから三十七年度の経済指標、これがどうなりますか、見通しでございますが、政府の見ているところでは、上半期は主として横ばい——このごろは秋を待たずして少し上がるのか言っている人もありますが、大体横ばい、少し上がりかねん。それから主として三十七年の下半期、九月以降は相当経済指標も活発になつてくる、こういうふうに見て参りますと、底が一番くるわけですね。

「委員長退席、毛利委員長代理着席」

賃金のおくれが若干ございまして、ですから、その辺のところの影響をかなり受けるのじゃないかという感じがするわけでございます。過去の実績から見まして、大体給与の六%というあたりは、見通しからいふとモデル・トのところではないかというふうな、個人的には考えております。

○有馬(輝)委員 そのボトムがちょうど来年度の中間を占めるのじゃないか。総理がこの前言われた晴れ間というものがどの時期になるかということもあります。もしやうけれども、それよりもさらにずれていくということになれば、三十八年度全体が底になりはせぬかというところをお伺ひしているわけなんです。少なくとも本年度の雇用状態なんか見ましても、決して私は明るい見通しはない。すべての条件がやはりそう

いったことを予測させるのではないか。その点はどうなんですか。

○村山政府委員 あとで詳しい数字を申し上げてもよろしゅうございますが、過去で一番大きなところは、三十二年の下期から三十三年にかけての上半期にかけてよりもさらにダウ・カーブのきつい経済指標だと思っております。そのときにおける雇用の伸び、あるいは賃金の伸び等を勘案いたしましたとしても、今度見積もった程度のものはいけるのじゃなからうか、われわれとしては、この計数を組むにあたりましては、そういった過去の実績も参考にしているというわけでござい

ます。

○有馬(逓)委員 それは見通しの問題でありまして、私も確信があつて言うわけじゃないのですけれども、やはりそこら辺については問題が残るというところを指摘しておきたいと思

います。

次に伺いたいと存じますことは、農業所得についてであります。この説明では、最近における作況を勘案して、見込んで云々ということになつておりますが、私は、今村山さんが言われるように、過去の実績、これを勘案しなければいかぬと思

います。これは国会図書館で出ております統計によりまして、昭和二十一年から昭和三十一年まで、第一次産業、第二次産業、第三次産業のそれぞれの所得総額を見て参りますと、第一次産業の農林水産業につきましては約二十倍になつております。その中で農業は十三倍であります。第二次産業の場合には五

十四倍、第三次産業の場合には六十六

倍になっております。この点をどのよう

に勘案しておられるのか、お聞かせをいただきたいと思つております。

○村山政府委員 農業所得といたしましては、実際の課税面に現れて参りますのはほとんど米の収量で決定的でござい

ます。前にとつておりましたのは、いつも農林省の平年作というのをとつておたつたわけでござい

ますが、その後のいろいろなとつてみま

すと、今までのところ、ほとんど毎年生産数量は上

がつておるわけでございます。そこで、こ

のときから大体前年実績をとつてお

ります。すなわち三十八年度に見込み

ましたのは八千六百七十二万石と

いうことでござい

ます。もちろん、こ

ういたしましたも、毎年の分析がござ

いますので、農業所得全体として

は大したことはござい

ませんが、収穫

量そのものとい

ましては前年の実績をそのま

ま、こういう状況でござ

います。また農業所得全体はほとん

どで決定されるというよう

な状況でござい

ます。

○有馬(逓)委員 その伸び率を幾らに

見られたのですか。

○村山政府委員 石数で見

ておりますので、これは三十六年が八千二百七十

九万石、三十七年度産米が八千六百七十

二万石、ですから四・八%。収穫量に

おきましてそれくらいでござ

います。三十八年度は、絶対数量におきまして

同じ数字を採用しております。こ

う状況でござい

ます。

○有馬(逓)委員 今の石数で見るとい

う点については、少し問題が残

りそうであるが、次に私は伺

いたいと思つて、この前も総

理に伺いましたのであります

けれども、総理はあくまで、たと

えば納税人

の問題にいたしまして、とにかく

所得が伸びて納税者の数がふ

えることが望ましいのだという

ことを言われたわけでありま

すが、その所得がふえるの

と、それからその納税金額がス

ライドしてふえていけば、私は

総理の意見もある程度うなずける

点があるわけ

です。主税局長も、総理と大体

同じ立場

で、私はそういった角度から伺

いをいたしたいと思つてあり

ますが、税

収の伸び率が所得の伸び率を

非常に上

回つておるのですけれども、こ

の事実について大蔵省ではどの

ように考

えておられるか、これをお聞

かせをいた

したいと思

います。

○村山政府委員 税収の伸びが所得

の伸びを上回るといふこと、

特に所得税におきましては、こ

れは累進税率の当然の作用か

とわれわれは思つてお

ります。問題は、そのときに累

進税率の盛り方がいかに一つ

り方がいかに悪いかという問

題が一つあると思

います。ただ、そのときに考

えねばならぬのは、こ

れは累進税率の当然の作用か

とわれわれは思つてお

ります。問題は、そのときに累

進税率の盛り方がいかに一つ

り方がいかに悪いかという問

題が一つあると思

います。ただ、そのときに考

えねばならぬのは、こ

れは累進税率の当然の作用か

とわれわれは思つてお

ります。問題は、そのときに累

進税率の盛り方がいかに一つ

り方がいかに悪いかという問

題が一つあると思

います。ただ、そのときに考

えねばならぬのは、こ

れは累進税率の当然の作用か

とわれわれは思つてお

ります。問題は、そのときに累

進税率の盛り方がいかに一つ

り方がいかに悪いかという問

題が一つあると思

います。ただ、そのときに考

えねばならぬのは、こ

れは累進税率の当然の作用か

とわれわれは思つてお

見ますと、大局的には所得のフラクチュエーが弾性値という形で大きく現れてくるのじゃないか、そのことの問題であらうとわれわれは理解しております。

○有馬(輝)委員 政務次官のお答えになりました財政需要に対する国民の要求というものと、それから税体系を本来の姿に整える、これが私は、政府の一番苦心の存するところであり、またその政府の性格を端的に表わすものだと思うのです。おっしゃる通りなんです。おっしゃる通りなんです。前提として、こういった国民所得の増加に比して税収の平均増加率がなぜこんなに開いておるか、これを減税という形の中で直して国民の期待にこたえる、こういう努力がなされなかったかというのを私はお伺いしておるわけなんです、この点について政務次官のお考えを一度伺いたいと思います。

○原田政府委員 私は最善の努力をいたしたつもりでございます。しばしば議論されておるところであります。今、減税というのを初めて聞いたということを書いたが、一般的に言われておるところの一般減税、政策減税、その政策減税をなすべきである、自由化を控えて三十八年度が最も重要なときであるという見地に立っての税に対する議論であります。これに対して今お話しのような面から、やはりより一般減税をやるべきではないかという御議論もございました。当委員会におきましては、有馬委員から強い御発言がございました。私は、政府におきましても私のできるだけの努力をいたしたつも

りでございます。ここで大蔵大臣が申しておりますように、三十九年度には今おっしゃっておられますような点について十分検討を加え、考慮いたしたいと存じておる次第であります。

○村山政府委員 私も、今有馬先生おっしゃる通りに、今国民負担が重いという点では、なお一般的に機会あるごとに減税しなければならぬと思っておるわけでありまして、減税というのとは弾性値というのとは違うものではなにかと思われまして、たとえば減税後にきましては弾性値はやはり出るわけでありまして、それなら減税した年に弾性値は出ないかといふと、たとえ三十二年には一番大幅な税の改正をしたわけでありまして、そのときに個人所得で最も弾性値が出ておるわけでありまして、やはり累進税率というものの構造は、その所得のふえ方によりましてその減税後の累進税率のもとでどれだけの弾性値が出てくるかということでございます。ついでに申し上げますと、今の給与所得だけあります。三十七年の見込みで弾性値二・一、三十六年二・一、三十五年二・四、三十四年二・〇、三十三年二・二、三十二年二・二、三十一

年二・二、三十二年二・二、三十一年は所得の伸びが非常に少なかった年でありまして、それから三十二年、これは税率改正では一番大きくやったわけでありまして、このときに二・八二、三十六年にも税率改正を大幅にやっております。所得の伸びが非常に高いために二・一〇という数字がありますので、この弾性値の問題と減税の問題はやや角度が違うのではな

○有馬(輝)委員 今所得税の問題で申し上げましたので、それではお伺いいたしますけれども、二十六年度から三十五年までの勤労所得の平均増加率は二・三・四、それから個人事業所得、資産所得の伸びが九・三、法人所得の伸びが一・八・七、これを三十二年から三十六年の五年間に限って見ました場合には、それがさらに勤労所得の場合には二・四・二、それから個人事業所得の場合には二・五・四、それから法人税の場合には二・五・四という工合になっております。これを勘案して参りますと、私は率直に申し上げまして、法人税が大幅に下回って、申告所得税が大幅に多くなつておるといふ工合に受け取らざるを得ないので、

○村山政府委員 弾性値の見方がいろいろございます。たとえば、何に比較しての弾性値を求めるといふ問題でございまして、普通、個別の税金をやる場合に、給与所得の伸び対給与所得の税金、それから法人所得の伸び対法人の税金、こういう弾性値の見方は、個別の税金について見るやり方でございます。この場合には、もちろん法人は比例税率でございますから、弾性値所得が伸びましても大体パラレルになるわけでございます。累進税率でございますとかかる、こういうわけでございます。おっしゃる点は、対国民所得、対純益に対する弾性値といふことになりまして、GNPのふえ方なりあるいは国民所得に対するふえ方と、法人所得に対するふえ方が違つてきますので、そこで対国民所得上の弾性値が法人税でかかる、こういうことだらう

○有馬(輝)委員 だから、私がここにお伺いしたいと存じますことは、やはりシャウプ勧告以来の法人税のあり方について再検討しなければならぬように思ふところのじゃないか、私はこのように考へるのですが、この点どうなんですか。

○村山政府委員 おっしゃる通り、法人税の問題があまり手をつけられないままに今日まできていることは御案内の通りでございます。三十二年に今の二段階税率にしまして、現行の三十八、三十三というのが設けられておる。その後三十六年に配当課税に伴いまして、四段階税率になつておる。その際におけるいわゆる二重課税の調整をどうするかという問題、それから法人税についてなお減税の余地があるかないかという問題、あるいは特に中小法人について盛んに言われているのが、その点はどうかという点、これら問題があるわけでございますが、これら問題はいずれ今後検討して参りたいと思つておる点でございます。ただ、問題意識をいたしましては、それ

にもまして早く減税をやらなければならぬというふうなものが目先ありますために、今までのところそれらの問題をとり上げておる、こういう実情にございまして。

○有馬(輝)委員 次に伺いたいと思つて存じますことは、税調の「審議の内容と経過の説明」の、これは「答申別冊」の十二ページであります。これに課税最低限度の問題に關連いたしましてお伺いしたいと思つておるわけでありまして、「マーケット・バスケット」による食料費の計算の基礎となつた戦後の昭和三十四年と昭和三十三年との一日当たりの食料費の比較、これを見まして、私は非常に奇異な感じを抱いておるのであります。と言いますのは、春夏秋冬大一人当たりの食費が百十四円あるいは百十三円というふうなものが、はたして今どき妥当であるか、このことである。物価騰貴の現状から見まして、これを基礎にして、はたして国民がこういうことで見積もつてあるんだというところで納得できる数字かどうか。これは村山さんの個人的な見解でけっこうですから、お聞かせいただきたいと思います。

○村山政府委員 単価で申しますと、率直に言ひまして、いふん安い賦立だと思つております。ただ、この上昇率を見ていただきますとわかるように、二〇%くらい上がつておるわけでありまして、それにしても、単価で見るとかなり質素な賦立だといふふうにも考へておりますが、これはやはり専門的にいろいろ見てもらつておりますので、豊かな賦立ではないけれども、国の課

税最低限をきめるにあたっての献立としては、今日のところこの程度はやむを得ない、だんだんよくして参りたい、こういう考えでおるわけでございます。

○有馬(輝)委員 そば一ぱい食ったって五十円、六十円、あるいは百円なんですよ。そばばかり食っていったら、それこそそばより伸びてしまうですよ。村山さん、これで生活できるのですか。カローリだけは何かこれでやっいてけるのですが、大蔵省の義務に耐えられるのですか。

○村山政府委員 もちろんこれは直接材料費だけでございまして、それ以外のもは全部エンゲル係数の中に入っているわけでございます。われわれも十分注意してございます。はたして食べられるかどうかという点でござい

ますが、なかなか味はいいそうでございます。ただ、献立の種類が、こういう技術の關係上非常に定型な献立になつてゐる。だからそれに變化を持たせることによって、どれだけのロスがあるかという点、栄養は十分とれるかという点、それからいいたくなく献立はしてないで、非常に簡素なものである——私が心配しておりますのは、非常に簡単な献立をやっているために、実際に食べる時にはバラエティをつけてやるのだらう、そうなる若干ロスが出てくるのか出てこないのか、その辺あたりが心配なところでございます。しかし、かれこれ言わなくても、この献立はきわめて質素なものであるという点については全く同感でございます。

○有馬(輝)委員 私も、村山さんに質問するからには、実際に当たってみな

ければいかぬと思つて、東京チヨンガーでありますから、週刊新潮なんかに出ておりますところの名士の朝食、昼食、夕食の一週間の献立、黒金官房長官とか、小説家とか、いろいろな人たちが出しているあれを、半分ぐらいでやつてみるものかどうか、実際に計算してみたことがあるのです。ところがこれではまるで現実放れがしてゐる。もちろん男やめのことですからロスも多いでしょう。しかし、あまりに現実放れしてゐるのです。私がお伺いしたいのは、非現実的なものについては最も合理的な大蔵省あたりからこれを是正していくという立場でなければいかぬと思うのですが、その点どうなんですか。

○村山政府委員 もちろん一つのやり方として、普通の家計調査によるて求められる食料費というものがあつて、それでございます。しかしこれは、課税最低限をきめてゐるわけでございます。その中で、そういうものによらないで一つの食料費については理論係数、それとかなり質素な献立によつておつたところでございます。ただこの内容が質素だとは思ひますけれども、これですべていけないう程度であるというふうには考へてゐないわけでございます。ただ私もその辺の専門家はありまして、専門家にいろいろお願ひして、それで質素ではあるが栄養は十分あつて大體やれるというところを見てもらつてゐるわけでございます。そういう意味でわれわれしようかと考へてみてどうかと思つたところが、バラエティを持たしたときにこれが一体どういふ数字になるであらうかという点が心配されるわけでございます。栄

養その他につきましては、これは直接材料費だけでございまして、で、独身者がこの金額で外で飯が食えるかとすれば、もちろんできないわけでありまして、そういうものを考へておるわけではございませんが、そういうものとして今までも積み上げてきて、漸次内容についても今後の生活水準の上昇というものとらひ合わせながら、逐次改善と申しますか、実際の生活水準と合せて合理的なものにしていきたい。この内容が大いばりこれで大分ですというふうなことを申し上げるほどのものではもちろんないことはよく存じておりますが、何分にも課税最低限をきめるというものでございまして、今日のところこの程度のことやむを得ないか、かように考へておるわけでありまして。

○有馬(輝)委員 私が言いたいのは、課税最低限をきめる際に最も現実的で合理的でなければいかぬというところで、課税最低限度をきめるのだから、この程度でとにかくいろいろ取りまぜれば栄養だけは何かあるだらうというふうな想定でもつて、推理でもつてものを考へてもらつては國民が迷惑するということなんです。実際に村山さんやつてごらんないと言われたら、村山さんは一月もしないうちにのびてしまふ、私だつてのびてしまふ。そういうものを基礎にして問題を展開するということに——とにかく所得があるところから課税するのだという原則の方が先に立つて、國民の生活というものが従になつておる。この關係を逆転させなければいけないのじゃないか。その中から所得税についても、法人税についても再検討し直す、こういう意

欲を示すことが、私は國民の納税意欲を高める一番大きな道だと思ふので、どうなんですか。

○村山政府委員 所得税の減税というもの、その意味で現状のように一般的に高いと言われる所得税の減税が最優先的に考へられるべきだという点はまさに同感でございます。

御案内のように、一兆円のうち約八千何百億は所得税の減税に振り向けられたというのもそこにあるわけだらうと思ひます。それで課税最低限度の引き上げも他の物価の上昇率その他に比べてまして、乏しいとは言ひながら、引上率も最も高いことも御案内の通りでございます。ただ課税最低限度が高ければ高いほどいいは違ひないものでありますが、いろいろな關係がございまして、おのづからそこには限界がある。実は私も疑問なんぞございしますが、課税最低限の詰め方で日本のようなところいうこまかい詰め方をしている国というのが一体あるのかないのかというところは実は非常に疑問でございまして、ほかの方の扶養控除の引き方等を見てみますと、非常に大ざっぱに引いてゐる。結局所得水準の高い、余裕のある国とそうでない国との違ひだらうと思ふわけでございます。実際の家計費に對するスライドの仕方ですね、水準が低いという点は、日本は実際の生計費等に比べましてかなり低いのじゃないかと思ひます。ただスライドの仕方等は日本の場合は最も乏しい国だけにぎりぎりの線が組まれておる。そのかわり家族構成の生活費に對するスライドの仕方は、そういう意味では最も合理的じゃないかというふうに考へるわけ

であります。だんだんこれで所得水準が上がつて参りますと、おっしゃるうちに、この水準を漸次高めていくということは、われわれも望ましいことだと思つておるわけでございます。ただ家計費等から見ますと、五人世帯で平均家計費が五十五万ぐらゐる現在から考へておるようでございます。そこまです持っていくのかという点になります。なかなか今の段階ではむずかしいのじゃないか。われわれは、漸を追うて逐次合理的に上げていくという道を進みたいという点は、有馬先生と全く同感でございます。

○有馬(輝)委員 村山主税局長は池田總理よりもなかなか愛情のある答弁なんです、非常にうれしいのですが、問題はそれを餘々にこの國民の重視というがらも、なかなかこの國民の重視という感じはいつまでもたつても絶えない、ここに問題があると思つたのです。その意味で先ほど政務次官から御答弁がありましたように、やはり税体系を根本的に再検討する努力というものを常に政府がとる。この前税制調査会等の答申との関連で總理にお伺ひしましたけれども、ああいう態度をとつておれば、今村山さんが答弁になつたような、そういうような努力をしておるとはとても考へられないわけですね。むしろ逆な方向を政府が歩いておる、こういう工合に見ざるを得ないのであります。やはり今の村山さんの答弁のように、政府も一体となつてその方向でものを考へる。私も前後二回にわたつて各々の税制、財政について勉強してもらひました。非常に浅い勉強であつたかもしれませんが、確かに村山さんのおっしゃるような一面もある。が

しかし、おっしゃる通りに日本の場合には、総理が日本の賃金は欧米並みになったのだといばっておられるのとまらつきり逆であります。所得が低いところの問題がある。その点を前提意識に置いて、そうして税体系というものを考え直していく、この努力をぜひやってみてほしいと思うのです。

次に具体的な問題について伺いをいたしたいと思いますが、今度の少額貯蓄非課税制度につきましては、實際上の税務署の取り扱いで一店舗五十万円の預貯金の利子については免税だということでもあります。鹿兒島と青森でそれぞれ違った場合の実際上の取り扱いはどうなるのですか。どういう形でチェックされようとおるのか。この点について伺いをいたしたいと思ひます。

○村山政府委員 原則として預金をする場合に金融機関のところへ住所、氏名を確認していただくわけでございます。もちろん銀行で従来お取引のあったものでわかつておるところもございましょう。わからぬところが大部分だろうと思ひます。そういう場合におきましては、住所、氏名を確認してもらひ。やり方といたしましては、それは住民登録票もございまして、あるいはいろいろな社会保険の証書のようなものもございまして、あるいは電気会社とかガス会社の受取証のようなものもあるかと思ひます。そういう一般的な間違いのないと思われる住所、氏名を書いたものを持っていていただくまで、その住所、氏名を所轄税務署に最終的には通知していただく、そういったこと、かりに納税者の方が誤解のもとに鹿兒島と東

京で二つ違ったということになります。その一つはアウトになるわけでありまして、早い方が生きて、おそい方はアウトになるわけでございますので、所轄税務署の方へ参りますと、そのことをそのアウトになりました金融機関に通知しまして、そうしてもしその分について源泉徴収を怠つておればその分を追徴して下さい、こういう通知をするということになります。今後は二重にやるといふことは、原則的にはなくなる、かように考へております。

○有馬(總)委員 それは具体的にやれるのですか。できますか。

○村山政府委員 これは金融機関の方は、その店舗の所轄税務署に出していただくまで、あとは普通やっております資料交換の方法で住所地の税務署にその住所、氏名だけを送るわけでございます。二通来たところは要するに一つダブつておる、三通来たところは二通だ、こういうことが明らかであります。そこで調整が行なわれるということでも可能だと思ひます。

○有馬(總)委員 その事務だけでも私は相当の事務量の増加になると思ひますが、その点定員との関係をとるのうに把握しておられたのですか。

○村山政府委員 これは国税庁ではたゞいま定員増加というのなかなかむずかしいのでございまして、この場合はほかの資料と同じように、アルバイト要員を動員いたしましてこの間の事務に処するような計画を立てておるやうに聞いております。

○有馬(總)委員 そのアルバイトのため予算をどの程度とられましたか。これはどなたでもけつこうです。

○村山政府委員 これは後日国税庁の方に連絡いたしましてお答えを申し上げます。国税庁の方にはこういう段取りで仕事がいけるかというところは前から言っているわけでございますので、今度の予算をとる場合にその辺遺漏がないものというふうに考へております。

○有馬(總)委員 政務次官、これはこの際だからお願いをしておきたいと思ひます。今の問題は一つの例でありますけれども、いろいろの事務増加による負担がかかっているのです。そしてその労働条件の問題について話し合おうとすると、これは今までの例で、昭和三十一年から三十二年にも本会議で取り上げたことがあったのですけれども、せつかく村山さんや政務次官がそういうことを考へておられても、実際上ではその事務量の増加に対する話し合ひにさへ応じないという空気があります。私はそのときに東京国税局長を呼びまして、たしか渡辺喜久造さんが国税庁長官だったと思うのですが、あなたはなぜこういふ事務量の増加について、また労働条件についてお話し合ひないのかとお尋ねしたことがありません。当時の大蔵大臣の一萬田さんは、あらゆる問題について話し合うように下部に指令してあると言ひながらも、一方では会うことさえ拒否する、そういうことがあったわけなんです。この点について一つ政務次官の御見解をお聞かせいただきたと思ひます。

○原田政府委員 よう一べん言うて聞かせておきます。

○有馬(總)委員 次に、やはり予算説明の中で私ちょっと納得がいきませんのは、営業所得につきましては税額も人員も相当の伸びが期待されておりますのに、法人税は逆に減つておる。これはどういう関係なのか、一つ村山さんからお聞かせをいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 法人税で一番関係いたしますのは売り上げがどれだけふえるか、それから利益率がどうなるかという点が一番大きな点でございます。それから来年度の生活の伸びが大体六%くらい見込まれておりますが、実は法人の場合は、例の経済指標がそのまゝ出ないわけでございます。税収の對象になりますのは、三十八年度で申しますと、三十七年二月決算から三十八年一月決算までのものがそれぞれ四月から三月までの納税になるわけでありまして、そうであるといはしますと、三十七年の二月決算と申しますのは、実はその中に含んでいる月は一年前までさかのぼるわけでございます。つまり三十七年三月を開始事業年度、そこまですべて影響が及ぶわけでございます。それから三十七年の一月決算と申しますと、ちょうど一番終期はそこまですべてわけです。言ってみますと、たとえば経済指標では三十七年の四月から翌年三月までをとっておるのですが、法人税の税収でそれをばさむと、三十九年の一月までは三十七年の三月から三十九年の一月までちょうど三十三ヶ月計算しなければならぬわけでございます。そのときにはもちろん各税のウェイトがあるわけですが、その中に三十三ヶ月含まれておりますが、一月の持つウェイトがそれぞれ違うわけでございます。概して申しますと、三月決算と九月決算が一番大きいわけでございますので、その含まれる期間に等分される

わけでございます。そういう意味で、今の経済指標を単純に税務計算に引き直す場合には、期間におきまして二十三月、しかもウェイトを持たしてやりますので、実際の対前年度伸び率というものは非常に違つて参るわけでございます。それで計算いたしますと、われわれは生産が六%伸びるといふけれども、法人の税務計算に直しますとほとんど一〇%でございます。その経済見通しが当たつたとして計算いたしましたとしても、その生産の伸びは一〇%でございます。ただそこに利益率がどうなるかという見通しがあるわけでございますが、三十八年度われわれが見込みますのは、対前年度五%程度利益率が下がるであろう、こういうふうに見ておるわけでございます。従ひまして、今三十七年度の法人税の実収よりも約五%方税額において減る、こういう計算にならうと思ひます。

○有馬(總)委員 どうも村山さんは頭がよ過ぎて、説明がややこしくてわからぬのですが、営業所得が伸びて法人税は今みたいに五%減るということ、端的に言つてどういふことなんでしょうか。

○村山政府委員 端的に申しますと、法人税の経済指標を使うときに、絶えず法人税は二十三月分対二十三月分と比較せざるを得ないということでございます。そのうち来年度の分、これは見通しにかかりますが、過去一年分は実は実績が出ておるわけでございます。それで三十八年度というのは、ちょうど前一年、今後一年という経済指標の二十三月分の問題になるのです。三十七年度はそれを一年さかのぼる二十三月分、この比較において税収

を見積もらざるを得ない。これは法人税の含まれる事業年度、月数からいって当然のことであるわけだ。それで計算いたしますと、単純な生産六％という数字は、毎年のことではないが、当然改訂されてくる、そういうふうな機械的に計算すると、そこは今年度の場合一〇〇％くらいになります。そこで利益率が下がるといことが予想される、それが五％程度でございます。過去におきまして三十三年のときにはたしか一七％くらい所得率が下がっておりまして、これはそんなことはなからうけれども、従来の実績から見て五％くらい利益率が下がるのではなからうか、こう見ておるわけでございます。その結果が前年度の収入実績に比べて五％程度切ってくる、こういう大づかみの根拠でございます。

○有馬(輝)委員 次にお伺いをいたしたいと思ふことは、この前本会議で私、その税源を目標にいたしておる必然的な結果として、今年度は徴税強化が行なわれるのではないかと、こういうことをお尋ねいたしました。これに對しまして大蔵大臣は、決してそんなことはありまじやないという答弁でありましたけれども、私具体的な数字で今の点についてお伺いをいたしたいと思ふのであります。収入歩合を三十六年度では九二％、三十七年度で九三％、三十八年度で九四％という具合に数字自体で見えておられる。そして確かに国税通則法では賦課権の除斥期間は五年の限度内ということになっておりますけれども、末端の税務署に参りますと、更正について非常に厳格に行なわれておる事実があるわけだ。そういう点を考え合せて参りますと、

本年度はさらに徴税強化が行なわれると思ひ込まざるを得ないのですが、この点はどういうことなんでしょうか。

○村山政府委員 収入を少し強めにみるかあるいはモデルトに見るかという問題と、徴税がきつくなるかどうかという問題は、私のほんとうに率直な感じでは、私の経験について言いますと、そのことは関係はないと思ひます。税務官吏は税収が幾らになるかというところはほとんどわかりませんで、やはり法律、通達というものを中心に、あとは常識で動かしつゝいるというのが実情でございますので、私自身の経験ではそういうことはないと思ひております。

それから今度の予算はぎりぎり一ぱい見たんじゃないかという点について、われわれはそうは思ひていないわけでございます。御案内のように三千三百三十一億当初予算では見ておりますが、ことしの補正予算では見て三千三百六十三億見ております。これは若干上るのじゃないか、ことによると千四百五十億ぐらいまでいくかもしれないというふうな考えられますが、かりにその中間をとって千四百億といたしまして、三千三百三十一億から引きますと千七百三十一億ぐらいのところでございます。給与の伸びがあるいは間接税の伸び等を考えまして、今年度の実績に對しましてその程度出るというところはそれほど無理な見方ではないのじゃないかというふうな考えております。法人税の収入歩合をどういうふうに見るかというところは別に意識的にはやっております。ただ、大体前年までの実績値を見ながらこの辺の収入歩合は見えておるわけでございます。もちろん本年度

分とそれから更正決定分ではおのずから徴収歩合が変わつて参ります。その点は過去の実績を見ながら無理のない収入歩合で収入は見積もるというのがわれわれの慣例でございます。

○有馬(輝)委員 更正について村山さんなんかオソドックスな考え方をしておられるにもかかわらず、末端の税務署に参りますと、私たちがはだで感ずるところは、やはり今私が指摘しましたような点が反映してかしないか知らないですけれども、具体的には思ひもよらないことで三十六年度のものが問題になる、三十五年度のものが問題になるという事態が相当数出てきておるわけだ。年間における更正の件数というのは全国で幾らくらいになっておりますか。

○村山政府委員 これは国税庁の統計を今持ち合わせませんので、件数はあれですが、金額は八百四十億程度で、収入歩合は八五％程度見ております。八五％というのは、三十七年度の実行見込みもその程度出ておるようでございます。件数につきましては、いずれ国税庁の統計を見て御報告申し上げます。

ただきたいと思うのですが、どうなんですか。

○村山政府委員 これは租税特別措置のうち企業に關係あるもので、言つてみれば利子配当分を除いたものを書いてあるわけでございます。三十六年の実績をとつてその損金算入額を一〇〇にした場合の構成比率が書いてあるわけでございます。従ひまして先ほど申しましたのは、本来の租税特別措置適用前の小法人、大法人の所得を一〇〇にした場合に損金算入後一体どれくらい割合になつておるかというものが八八とか八二とかいうことになつておるわけでございます。これは、租税特別措置の全体の数字二千八百億のうち、資本金一億以上のものの損金算入額は構成比で七三・五％で二千六十億である、それから資本金一億未満が七百四十億である、こういうことでございまして、ただ本来の課税所得そのものも一億円以上のものは非常に大きいために、比率でいいますと、先ほど言つたように八二と八八くらいになるということでございます。ただこれの内容で見ますと、御案内のように輸出所得のところは五百八十七億のうち一億円未満の方が三百五十三億、約六〇％の構成比になつておる。準備金の關係がかなり違ひまして、これが大法人に大きくいつておる。七七％くらいが大法人、二三％くらいが小法人、それから特別償却のところは八五と一五くらいになつておる。逆に交際費課税のところでは六〇％が大法人の課税で、小法人の課税は四〇％くらいである。その集計が七三・五と二六・五である、こういうことになるということでございます。特に、この前別の分析から申

し上げましたように、この退職給与引当金あたりが大きく違つておる。これと今の特別償却が違つておるが、この辺が実質的に考へてみますと、本来の損金性を持つものが相当あるのじゃないかというふうな考えられるわけでございます。しかし全般的に見まして大法人の方にウェイトがかかつておるということでは、八二と八八でわかるだらうと思ひておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 結論でおっしゃつたように、別な税調の資料で申し上げますと、租税特別措置が全く利用されなかつた場合の所得を一〇〇といたしまして、大法人の場合の租税特別措置控除後の課税所得が七九・五、それから資本金五千万円以下の中小法人の場合には九一・二というところで、一・七％だけ高いというふうな数字もある。とにかく、一つ一つの数字でも詰めて参りますと、先ほど村山さんが言われたように、これはすべての法人に對して均等というふうなことは、とても言えないのじゃないかと思ひます。その点どうなんですか、あらためて再度お伺ひいたします。

○村山政府委員 影響の仕方は、おっしゃる通りに、この通り違つて出てくる。違つておるその内容を見ますと、小法人が結果的に有利になつておるものもあるし、大法人が有利になつておるものもあります。現在特別償却といわれておるものそのまゝとれば、大法人の方が割合においてもよい受けでございまして、ただ私が申しましたのは、租税特別措置というものは別にこの結果をねらつてやつておるわけはないということでございます。

り私たちとして今後一番関心を持たなければならぬことは、この結果にも着目しなければなりません、それよりも効果というものを十分考えていくということ、それから効果を果したもののについては機動的に改廃をしていくということ、それからその程度の問題を十分吟味する必要があるのじゃないか、こういう点に今後主眼を注いで再検討すべきではないかというふうに考えているわけでございます。

○有馬(總)委員 何もそういうことをねらいとしてやったのじゃない、それは初年度に言うことなんですよ。少なくともこれは実施されて何年になりますか。その結果については、具体的に数字として現われてきておる。それについて、あなた方は、これでも最善のものだ、合理的なんだとおっしゃるのかどうかというのを伺っているわけなんです。

○村山政府委員 十分でないにいたしましたが、われわれは改廃という問題については頭を使っているつもりでございます。まして、先ほど佐藤委員からお話があらたときにもお答えしたわけでございまして、三十一年から今日まで、整理額がちょうど二千二百億に及んでおります。従いまして、もし何も整理しなかったとすれば、今日の租税特別措置の減収額というのは、千九百九十八億ではなくて、約四千億程度になったであろう。私はそれで十分だとは申しておりませんが、やはり絶えずこの改廃には意を注いでおるということでございます。今後といえどもやはり同じ努力を必要とする、従来にも増して、そういう点には神経を使いな

見ていくということが必要でないか、こう申し上げておるわけであります。

○足立委員 ちょっとただいまの有馬委員の質問に関連してお伺いします。が、今の有馬委員要求の資料によると、資本金一億円未満の法人、一億円以上の法人と分かれておりますが、資本金一億円未満の、この調査の対象になった法人の三十六年度における総所得は一体幾らか、それから一億円以上の会社の総所得は幾らか、その総所得に対して、租税特別措置法から受ける恩恵の、下に書いてある七百四十億あるいは二千六十億がどういふ比率になるか、それがはっきりいたしますと、この租税特別措置法によるフューバーがはたして大企業に厚くいつているのか、中以下の企業に厚くいつているのか、中以下の企業に厚くいつているのかということがあります。と思うのですが、概数でもいいが、わかりませんか。

○村山政府委員 資本金一億円未満のものの所得が約八千二百億、それに対して一億円以上のものが一兆百三十九億程度でございます。ですから先ほど私が申しました、本来の所得に対して租税特別措置適用後で法人が八二%になっておる、それから小法人が八八%になっておるというような数字は、この辺から推算しているわけでありまして。

○有馬(總)委員 春日一幸委員がいまじくも、村山主税局長と議論すると、やぶをつついつてへびを出すということを先日お伺いしたことが、私は、村山主税局長と議論をいたしております。昔舞踏会の手帳という映画があって、そこでトランプ師があつたとトランプをめぐつておる、あの形を

思い起こしてならないわけです。データをあなたがいまおっしゃる使われるけれども、常に総合的なデータを使われるのでなくて、自分に都合のいいときのデータを盛んにびらびら出されるので、われわれといふ者は非常に眩惑されがちでございますが、やはり租税特別措置の持つておる意義というものは、この数字からはじき出しても、これは大法人に対する優遇措置であることは歴然としたしておるわけですが、この点について機会あるごとにこれを是正するにやぶさかでないということでありましたので、本日は租税特別措置の問題については、この程度にとめておきたいと思ひます。

最後に砂糖消費税の問題について、税法が續けて上がつて参りますと、これをお尋ねする機会も少なからうと思ひますので、お伺いしておきたいと思ひます。

自由化が日程に上せられて、この問題については大蔵大臣、農林大臣、通産大臣の間で数回にわたつて話し合ひが續けられておるようでありまして、結論的に申し上げますならば、時の問題という形にさえ追ひ詰められておるようでありまして、私は絶対にこれは自由化すべきではないという考え方を持っております。がしかし、最悪の場合にどうするかという点については、たとえば現在の外国産の砂糖が高値だから云々というやうなことで、一時的な視野から眺めるのでなくて、恒久的な立場から検討しなければならぬと思うのですが、これは税制上はどのような措置を考えられようとおきたいのか、この点をお伺いいたしておきたいと存じます。

○村山政府委員 これはあるいは昨年の間接税の改正の際にも申し上げたと思つてございしますが、現在砂糖消費税の負担が国際的に見て日本は非常に高い、イタリアと相並んで高いということは事実でございます。昨年の税制調査会でもその点が問題になったわけでございしますが、この問題は同時に日本の甘味資源全体をどう持つていくかという問題につながつて、単に砂糖に対する税負担が国際的に見て高いとか安いという問題ではなくして、より広範な見地から論ぜらるべきものとして、昨年は見送りになったわけでございまして、今度自由化の問題が出て参る場合に、われわれこそまではあまり具體的にはなりましたが、一部関税に振りかえるというやうな問題が出たことも事実でございます。ただそのときに、これを振りかえるかどうかというものは、より広範な立場で考えなければならぬと思ひますが、国内消費税の立場で言いますと、その程度が妥当であれば、そのことは国内税の立場からすればそれほどやかく言う問題はないように思つております。ただ問題は、その際に一転して、国内産糖と外国産糖の税率を、国内消費税において別にしようということになりますと、例のガツト違反の問題が生ずるわけでござい

ます。もしそういう方に方向が発展いたしますと、これは明らかなガツト違反、それから通商航海条約を結んでおる各国との間の内国民待遇に明らかに違反する問題になりますので、その点はどうも政府としてはとれないのじゃないか、かように考えおる段階でございます。

○有馬(總)委員 これは今の問題等とも関連して参りますので、私はビート糖なり、カンシヤ糖なり、あるいは精製ブドウ糖なり、国内産甘味資源の将来という問題については、非常に憂慮しておるわけです。ですから、もの申すことがいつも事後で追つかないというやうなことであつては、国政審査の立場上非常に申しわけないと思うので、そういった点がありますので、国内産糖をどういふ形で保護するかという広い視野の中で、税制についても最善の策をとっていただきませう。次に、これは要望として政務次官にも一緒に申し上げておきたいと思ひます。

簡単に伺ひたいと思いますが、入場税が六十九億ですか、減になつておるようであります。これは実情についてはテレビ等の関係いろいろあると思ひます。それで昨年度に閉鎖された映画館の数はどの程度あるのか、観客数はどのやうな移り方を示しておるのか、外国映画の輸入はどのやうに変化しておるのか、それから以上の観点に基づいて、テレビ広告税なり何なりを新設する考え方はないかどうか、こういう点についてあわせてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○村山政府委員 映画でございますが、人員はだいぶ減つております。三十六年度八億三千万の入場人口に対して、三十七年度の見込みでは六億七千九百万でございますから、八〇%くらい的人员になつております。人口一人当たりの一年間の入場回数でございますが、三十七年度で七・一三回でございます。三十八年度では五・六回くらいに今見積もつております。

三十七年度で七・一三回でございます。三十八年度では五・六回くらいに今見積もつております。

それから入場料金でございますが、料金は一分程度映画館で伸びております。これは一人当たりの税抜き料金でございますが、三十七年度見込みが百十八円四十銭に對しまして、三十八年度は百三十六円十六銭程度が見込まれるということでございます。

今手元にある資料では、閉鎖した映画館の数あるいは輸入した本数等は出ておりませんので、後ほど取り調べて御報告申し上げたいと思います。

○有馬(輝)委員 最後のテレビ広告税なり何なりは……。

○村山政府委員 率直に申しまして、テレビの出始めたころは、そういう感じが無いわけではなかったのですが、いかがなものございましょうか、もうここまで普及して参りますと……。

実は新聞よりもよいことになっておる状況にあります。そういうことになりましたと、今のテレビ聴視税でございますか、こういうものもどうかという感じもするわけでございます。今たしか英国ではテレビ聴視税をとっていると思ひますが、日本の実際の普及状況からいいますと、ほとんど各家庭持っているという状況でございます。今後ますますそういった点が見られること、それから年間の視聴料でいいまして、かなり安いという点から考えますと、かつてこれは一時検討したことがございますが、検討を続けるにしましても、やや違った角度でもう一べん見直さなければならぬのではないかと、いうように、率直に言つて考へているわけでございます。

○有馬(輝)委員 広告税に對しては別な考へ方はありませんか。

○村山政府委員 広告税の問題は二つあると思うのでありまして、一つは広告が過大であるという判断のもとで、消費税でございますから、直接規制するのではなくても、若干抑制した方がいいという点が出ませんと、なかなか広告税という問題が問題にならぬのではないかと、それから逆に考えられますのは、ちょうど自由化を控へまして、各国のいろいろな企業なり資本が入つてゐるわけでございます。これが相當な広告をやらうというときに、どちらがどういふ広告の仕方をするか知りませんが、そういう広告をとらえて課税するといふのも、この段階ではよほど慎重に考えなければならぬのではないかと、感じがします。

もう一つ広告税と別の角度で、ちょうど交際費についてある程度損金算入を切つて、それで逆の租税特別措置で課税しておりますが、同じようなことが考えられないかという問題でございますが、宣伝広告費でございますと、これは損益理論上はどうしても損金の性質を持つてくる、そこが交際費といふのが実はわからないところなんでございます。本来損金性を持つかどうかというところにも疑問のあるところでございます。率直に申しまして、そういうことを考えますと、これは別にあきらめてゐるわけではございませんが、取り扱いについては、今日の段階ではよほど慎重に考へていかなければならぬ問題ではないかというように思つております。

○有馬(輝)委員 村山さんの考へ方自体とそれからメトリッドの問題でこれは議論が残りますから、日をあらためてお尋ねすることとして、私の本日の質問はこれで終わります。

○臼井委員長 次会は来たる二十二日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十八分散会

昭和三十八年三月二十六日印刷

昭和三十八年三月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局